

堺市公報 第140号	令和2年10月9日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定	

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術者名の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の辞退について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	15
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	15
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	16
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	17
○子ども・子育て支援法第41条の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	17
○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	18
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	

【建設局土木部路政課】	19
○令和2年度地籍調査事業の実施について	
【建設局土木部路政課】	21
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【総務局行政部総務課】	21
○南部大阪都市計画生産緑地地区の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	22
○都市再開発法に基づく図書の縦覧について	
【建築都市局都市再生部都心まちづくり課】	23
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	24
<堺区選挙管理委員会告示>	
○大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について	
【堺区選挙管理委員会】	25
<西区選挙管理委員会告示>	
○大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について	
【西区選挙管理委員会】	26
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	27
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	35
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	44
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	51
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	57
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	65
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	73
○監査結果に基づく措置通知書の公表	

【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

告 示

堺市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
なかむら内科・糖尿病クリニック	堺市西区鳳東町7-733 鳳ウイングス2F	令和2年9月1日
あらたホームクリニック三国ヶ丘	堺市堺区向陵中町4-3-10 SH INZANビル315号室	令和2年9月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	令和2年8月1日
すずらん薬局堺店	堺市堺区南安井町1-2-7	令和2年8月1日
おひさま薬局鳳店	堺市西区鳳東町7-733 鳳ウイングス2階	令和2年9月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションハピネスウイング	堺市中区深井水池町2861 ラビアンローズ103号室	令和2年9月1日

堺市告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
荒木産婦人科肛門科	堺市堺区中安井町3-4-10 堺東八千代ビル2F	令和2年8月31日
石橋レディースクリニック	堺市中区深井沢町3301 第2安田ビル201号	令和2年8月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	令和2年7月31日
すずらん薬局堺店	堺市堺区南安井町1-2-6	令和2年7月31日

堺市告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
かえるこころの訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センターS-Cube 309	堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センターS-Cube 206	令和2年8月1日
訪問看護ステーション for you	堺市美原区北余部40-50	堺市美原区太井687-2	令和2年8月13日
訪問看護ステーションこころアムール	堺市中区小阪341 辰巳マンション204号室	堺市中区平井38-7	令和2年7月1日
さくら訪問看護ステーション	堺市西区浜寺昭和町1-157	堺市西区上野芝向ヶ丘町6-1-34 パルファン上野芝1階	令和2年9月7日

堺市告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	オレンジ薬局	堺市北区長曾根町3069-6	令和2年7月1日
居宅療養管理指導	オレンジ薬局	堺市北区長曾根町3069-6	令和2年7月1日

堺市告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	荒木産婦人科肛門科	堺市堺区中安井町3-4-10 堺東八千代ビル2F	令和2年8月31日
訪問リハビリテーション	荒木産婦人科肛門科	堺市堺区中安井町3-4-10 堺東八千代ビル2F	令和2年8月31日
訪問看護	荒木産婦人科肛門科	堺市堺区中安井町3-4-10 堺東八千代ビル2F	令和2年8月31日
居宅療養管理指導	石橋レディースクリニック	堺市中区深井沢町3301 第2安田ビル201号	令和2年8月31日
訪問リハビリテーション	石橋レディースクリニック	堺市中区深井沢町3301 第2安田ビル201号	令和2年8月31日
訪問看護	石橋レディースクリニック	堺市中区深井沢町3301 第2安田ビル201号	令和2年8月31日
介護予防居宅療養管理指導	ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	令和2年7月31日
居宅療養管理指導	ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	令和2年7月31日
介護予防居宅療養管理指導	すずらん薬局堺店	堺市堺区南安井町1-2-6	令和2年7月31日
居宅療養管理指導	すずらん薬局堺店	堺市堺区南安井町1-2-6	令和2年7月31日
訪問介護	ヘルパーハウスクッキー	堺市中区福田869-5 福田ビル202号	令和2年7月31日
通所介護	デイセンターリハビリプラザ美原	堺市美原区平尾20-1	令和2年8月31日

堺市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションこころアムール	堺市中区小阪341辰巳マンション204号室	堺市中区平井38-7	令和2年7月1日
訪問看護	訪問看護ステーションこころアムール	堺市中区小阪341辰巳マンション204号室	堺市中区平井38-7	令和2年7月1日
訪問看護	さくら訪問看護ステーション	堺市西区浜寺昭和町1-157	堺市西区上野芝向ヶ丘町6-1-34 パルファアン上野芝1階	令和2年9月7日
介護予防訪問看護	さくら訪問看護ステーション	堺市西区浜寺昭和町1-157	堺市西区上野芝向ヶ丘町6-1-34 パルファアン上野芝1階	令和2年9月7日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーション for you	堺市美原区北余部40-50	堺市美原区太井687-2	令和2年8月13日
訪問看護	訪問看護ステーション for you	堺市美原区北余部40-50	堺市美原区太井687-2	令和2年8月13日
介護予防訪問サービス	在宅訪問介護こころ	堺市中区小阪341辰巳マンション204号室	堺市中区平井38-7	令和2年7月1日

訪問介護	在宅訪問介護こころ	堺市中区小阪341 辰巳マンション204号室	堺市中区平井38 -7	令和2年7月 1日
介護予防訪問サービス	ケアセンターあじさい	堺市東区大美野1 62-14	堺市東区日置荘 西町6-41-18	令和2年7月 1日
訪問介護	ケアセンターあじさい	堺市東区大美野1 62-14	堺市東区日置荘 西町6-41-18	令和2年7月 1日
居宅介護支援	さくらケアプラ ンセンター	堺市西区浜寺昭 和町1-157	堺市西区上野芝 向ヶ丘町6-1 -34 パルファ ン上野芝1階	令和2年9月 7日

堺市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
藤 雄也	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町 3194 101	令和2年8月17日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日

西村 幸太	かほ鍼灸院	堺市北区大豆塚町2-75	令和2年8月21日
藤 雄也	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町3194 101	令和2年8月17日

堺市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
岸本 道昭	三国ヶ丘マッサージ治療院鳳	堺市西区鳳西町2-1-10 第一ナカノマンション101号	令和2年8月31日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
吉岡 勇	おまかせ接骨院	堺市南区桃山台2-1	平成31年4月30日

堺市告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術所	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
三国ヶ丘マッサージ治療院	野添 由加	坂田 由加	堺市北区百舌鳥赤畑町 1-28-6	令和2年9月 1日

堺市告示第360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
なかいホームケアクリニック	堺市西区上野芝向ヶ丘町 6-1-34 パルファン 上野芝1階	病院・診療所	令和2年9月1日

にのしま訪問看護ステーション	堺市北区東雲東町2-1-5 ジェルメ河善803号室	訪問看護	令和2年9月1日
すずらん薬局 堺店	堺市堺区南安井町1-2-7	薬局	令和2年8月1日
あらたホームクリニック三国ヶ丘	堺市堺区向陵中町4-3-10 真山ビルディング315号室	病院・診療所	令和2年8月1日
ラポール美原薬局	堺市美原区黒山39-11	薬局	令和2年8月1日
訪問看護ステーションハピネスウイング	堺市中区深井水池町2861 ラビアンローズ103号室	訪問看護	令和2年9月1日

堺市告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
社会医療法人生長会ベルランド総合病院	堺市中区東山500-3	病院・診療所	令和2年9月1日
つなぐ薬局	堺市北区北花田3-26-6	薬局	令和2年9月1日
ラビット金岡薬局	堺市北区蔵前町1-7-5	薬局	令和2年9月1日
ウエルシア薬局 深井駅前店	堺市中区深井沢町3292 EST・昌栄102号室	薬局	令和2年9月1日

ウエルシア薬局 堺深井清水店	堺市中区深井清水町2114-2	薬局	令和2年9月1日
ウエルシア薬局 堺深井東店	堺市中区深井東町3013	薬局	令和2年9月1日
ウエルシア薬局 堺長曾根店	堺市北区長曾根町1207-4	薬局	令和2年9月1日
ウエルシア薬局 堺諏訪ノ森店	堺市西区浜寺諏訪森町西2-135-2	薬局	令和2年9月1日
ウエルシア薬局 堺大庭寺1号店	堺市南区大庭寺793-4	薬局	令和2年9月1日

堺市告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	かえるこころの訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センター S-Cube309	訪問看護	令和2年8月1日
変更後		堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センター S-Cube206		

堺市告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	回心堂薬局	堺市堺区栄橋町2-1-27	訪問看護	令和2年8月1日
変更後	しずく薬局			

堺市告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	辞退年月日
社会医療法人清恵会 清恵会三宝病院	堺市堺区松屋町1-4-1	病院・診療所	令和2年8月31日

堺市告示第365号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第

1号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和2年10月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社Keep On Going	堺市北区東浅香山町三丁15番地17-201	児童発達支援	キッズ・スタイル	堺市北区東浅香山町三丁15番地17-101	2756520355
		放課後等デイサービス			
株式会社ISA Party	堺市堺区向陵西町三丁5番31号メゾンドM2・1階	児童発達支援	運動療育アイエスエー	堺市堺区向陵中町四丁7番28号 中谷第3ビル 2階	2756020372
		放課後等デイサービス			

堺市告示第366号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和2年10月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
-------	--------------------	-------	--------	---------	-------

合同会社W i t h	堺市南区和田 東901番地1 ヴィ レヂ泉ヶ丘 103号	障害児相談 支援	ハートプラン	堺市南区和田東 901番地1 ヴィ レヂ泉ヶ丘103号	2776400158
アガペー訪 問介護セン ター株式会 社	堺市北区南花 田町81番地1	障害児相談 支援	はうすあがペ え	堺市北区南花田 町81番地1 ウ ッズアーバンビ ル506号室	2776500197

堺市告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和2年9月30日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
一般社団法人スペースつばさ	和泉市内田町3丁1-40	障害児相談支援	ハートプランつばさ堺	堺市南区和田東901番地1 ヴィレヂ泉ヶ丘103号	2776400117
社会福祉法人稲穂会	堺市中区深井畑山町2528-1	障害児相談支援	オブリガード	堺市中区深井畑山町2528-1	2776100055

堺市告示第368号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき確認

を行った特定教育・保育施設について、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 幼保連携型認定こども園

名称	所在地	設置者	確認年月日
こども園うえの	堺市中区上之410-1	社会福祉法人 日下会	令和2年9月1日

堺市告示第369号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 預かり保育事業（在園児を対象）

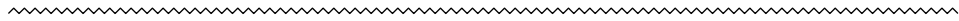
名称	所在地	設置者	(※)	確認年月日
こども園うえの	堺市中区上之410-1	社会福祉法人 日下会	満たす	令和2年9月1日

(※) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

当該預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む。）かつ年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上を予定している場合に、「満たす」となる。

2 一時預かり事業（在園児以外を対象）

名称	所在地	設置者	確認年月日
こども園うえの	堺市中区上之410-1	社会福祉法人 日下会	令和2年9月1日



堺市告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺富田林線	美原区黒山154番1地先	旧	10.70 11.60	19.87	F0035
	美原区黒山154番1地先	新	10.70 12.50	19.87	
阿弥菅生1号線	美原区阿弥185番1地先	旧	2.31 7.26	54.80	70336
	美原区阿弥184番1地先	新	4.75 11.36	54.80	



堺市告示第371号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4の規定により、令和2年度地籍調査事業を実施するため、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業計画告示年月日
令和2年6月19日
- 2 調査を実施する者の名称
堺市
- 3 調査地域
堺市堺区三宝町4丁地区
- 4 調査期間
令和2年10月9日から令和3年3月31日まで

公 告

堺市公告第576号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市役所本庁舎に係る電力の供給

契約電力（常時電力）	2,000kW
契約電力（予備電力）	2,000kW
契約電力（自家発補給電力）	360kW
年間予定使用電力量	7,200,000kWh

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部総務課

- 3 落札者を決定した日
令和2年8月20日

- 4 落札者の氏名及び住所
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役 水町 豊
福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号

- 5 落札金額
¥84,168,344-（取引に係る消費税額等を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年6月24日

~~~~~  
堺市公告第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画生産緑地地区を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市
- 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年10月9日から令和2年10月23日まで
- 3 意見書の提出先  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課  
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
電 話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第578号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定による図書を、同法第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第3項の規定により、同法第100条第2項又は第125条の2第5項の公告の日まで公衆の縦覧に供するので、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 縦覧の図書

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書

2 縦覧の場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館14階

堺市建築都市局都市再生部都心まちづくり課

3 縦覧の時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例20号）第2条第2項に規定する休日を除く。

堺市公告第579号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月9日

堺市長 永藤英機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

教職員情報システム改修業務（統合基盤移行） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年9月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 関西支社

支社長 川西 洋一
大阪市中央区城見2丁目2番6号

- 5 随意契約に係る契約金額
¥74,939,733- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

堺区選挙管理委員会告示

堺市堺区選挙管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成30年9月1日現在で調製した大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月9日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初道文雄

- 1 期 間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 2 時 間
午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館3階

堺市堺区選挙管理委員会事務局（堺区役所企画総務課内）

ただし、令和2年10月24日、25日及び31日並びに同年11月1日及び3日については、次のとおりとする。

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館1階

休日・時間外受付

西区選挙管理委員会告示

堺市西区選挙管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成30年9月1日現在で調製した大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月9日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

- 1 期 間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 2 時 間
午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所
堺市西区鳳東町6丁600番地
堺市西区選挙管理委員会事務局

監査委員公表

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行経第801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	東区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>国民健康保険料について 堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。 この事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[国民健康保険料の徴収事務について (意見)]</p> <p>国民健康保険料について、徴収の取組状況を確認したところ、平成28年10月に死亡した滞納者の国民健康保険料滞納額(約131万円)について、同月来庁した遺族に保険料の未納について説明し、納付勧奨は行ったとのことであったが、その後の対応は特段行うことなく、平成30年度に消滅時効が到来し、不納欠損処理をしていた。</p> <p>本件に限らず、滞納者が死亡した場合の徴収の取組を確認したところ、保険年金課では、遺族に納付勧奨を行い、分納されたものもあるなど一定の取組は行っているが、滞納者が死亡した場合の事務の進め方について定めているものはなかった。</p>	<p>「滞納者が死亡した場合の事務の進め方について定めているものはなかった」というご意見を受けて、全区の保険年金課及び国民健康保険課(本庁)とで、次の各項目について新たに運用方針(案)の協議、検討を進めております。</p> <p>(1) 世帯主が死亡した国保世帯のうち国民健康保険料の滞納があるものについて、通年定期的に対象抽出を行う。</p> <p>(2) 抽出した世帯について、遺族に対する納付勧奨(分納誓約等)を行うとともに、納付履行状況を鑑みて、滞納の解消が</p>	<p>保険年金課</p>

<p>今後この事務の進め方について、早急に関係部局と協議、検討し、公正かつ効果的な債権管理を行われたい。</p> <p>2 (1) 介護保険料について 堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。 この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切</p>	<p>見込めないものに対しては「法定相続人調査」の対象とする。</p> <p>(3) 法定相続人の調査においては、本籍地への戸籍請求、家庭裁判所への相続放棄等の照会を経て、相続人に対して「納付義務承継通知」を送付する。その後、納付が見込めない場合には、催告や滞納処分を行う。また、相続人全員が相続放棄をしている場合は、滞納処分執行停止（即時消滅）を行う。</p> <p>上記の運用方針（案）について、長期安定的に各区役所保険年金課の現場で運用するに当たって実務的な不都合が生じることのないよう、現在、国民健康保険課（本庁）が中心となって、慎重に検証、調整を行っている段階であります。</p> <p>今後、事務運用の明確化を図り、一層、公正かつ効果的な債権管理を行ってまいります。</p>	
---	---	--

<p>な処理をする必要がある。</p> <p>ア 介護保険料の減免審査</p> <p>堺市介護保険施行規則では、保険料減免基準を定めており、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、原則として、元本の合計額が 350 万円以下であることが減免の要件の 1 つとされている。</p> <p>減免マニュアルでは、この要件を確認するために、申請者は本人・世帯員名義の全ての預貯金の口座の通帳を提出するよう定めているが、年金受給者に対して、年金振込用の口座の通帳が提出されていないにもかかわらず減免を決定しているものがあった。</p> <p>3 (1)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金の貸付について</p> <p>堺市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する事務を行っている。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 母子父子寡婦福祉資金の貸付事務</p>	<p>御指摘後、申請者からの提出書類の添付漏れを発生させることのないよう介護保険係員全員で減免マニュアルを徹底するための研修会を令和2年4月2日に実施し、生活困窮者に対する減免の事務処理における注意点や添付を必要とする資料の再確認を行いました。</p> <p>今後、適切な事務処理を執行していきます。</p> <p>なお、本件については、令和元年12月に堺市内にある金融機関34行の本・支店に当該対象者の預貯金残高を照会する預貯金調査を実施し、資産が350万円以下であることを確認しました。</p>	<p>東保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	---	------------------------------

<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金事務マニュアルでは、資金を貸し付ける場合、未成年者が借主の場合は法定代理人の同意が必要で、法定代理人の印鑑登録証明書の提出を受けるとされている。</p> <p>しかし、未成年者が借主の貸付事務において、法定代理人の印鑑登録証明書の提出を受けていないものがあった。</p> <p>4 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 普通財産の管理</p> <p>市有地である元南八下老人集会所及び南海住宅集会所の土地について、架空線が上空を通過しているにもかかわらず、財産の貸付に係る手続を行っていなかった。</p> <p>4 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要があ</p>	<p>御指摘を受け、申請者に説明のうえ、法定代理人の印鑑登録証明書の提出を求め、令和2年1月15日までに3件すべて提出を受けました。</p> <p>また今後、申請の受付に際しては、必要書類が記載されたチェックリストによる確認を行います。</p> <p>両集会所とも架空線管理者に対して申入れを行い、元南八下老人集会所においては架空線を撤去、南海住宅集会所においては架空線の位置を修正することで、当該敷地の上空通過は解消しています。</p> <p>また、各職員が改めて普通財産の貸付マニュアルの確認を行い、公有財産の適正管理に努めています。</p>	<p>東保健福祉総合センター 子育て支援課</p> <p>自治推進課</p>
---	---	--

<p>る。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>東区役所設備運転監視等業務の仕様書では、受注者は作業実施に当たり、作業日及び作業責任者を記載したもの並びに作業員名簿を提出することとされているが、これらの提出を受けていなかった。</p> <p>イ 契約保証金の免除</p> <p>堺市契約規則では、契約締結に当たり、受注者から契約保証金の納付を受けることが定められているが、受注者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認める場合には、契約保証金を免除することができる。とされている。</p> <p>東区役所エレベータ設備保守点検業務について、受注者から履行実績における契約金額及び契約期間の記載が誤っている契約保証金免除申出書の提出を受け、契約保証金を免除していた。</p>	<p>御指摘を受け、作業実施後に作業日及び作業責任者が記載された名簿を受領しました。</p> <p>また、受注者に対して、作業実施前に提出が必要であることについて指導しました。</p> <p>今後は、名簿様式例を受注者に示し、様式例に沿って記載内容を確認することとし、所属長より令和2年2月28日に職員へ指導を行いました。</p> <p>受注者より契約保証金免除申請の補正を受けました。</p> <p>今後は、契約締結何作成者及び確認者を設定し、セルフチェックのうえ、決裁者の決裁を受けるチェック体制とし、所属長より令和2年2月28日に職員へ指導を行いました。</p>	<p>企画総務課</p> <p>企画総務課</p>
---	--	---------------------------

<p>ウ 委託業務の履行確認</p> <p>東区役所エレベータ設備保守点検業務では、受注者から点検作業を実施した都度、点検結果の報告を受けている。</p> <p>しかし、後日提出された、仕様書に定める様式による報告書では、実施の都度受けた点検結果の報告の内容と異なっているにもかかわらず、そのまま受け取っていた。</p>	<p>報告書が誤っていたため、受注者から補正を受けました。</p> <p>今後は報告書を点検するセルフチェックシートを作成し、監督員、検査員相互においてチェックを行う体制とし、所属長より令和2年2月28日に職員へ指導を行いました。</p>	<p>企画総務課</p>
<p>エ 契約書の作成</p> <p>堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準では、個人情報取扱事務を伴う委託を行う場合は、受注者が個人情報の取扱いについて堺市個人情報保護条例等を遵守すべきことを契約書に明記し、個人情報取扱特記事項を別記として契約書に添付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、東区役所にこにこルーム運営業務の契約書には、同基準に基づく条項を明記の上、個人情報取扱特記事項を記載した別記を添付した状態で決裁は行っているものの、当該別記を契約書原本に編綴していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和元年11月26日、契約者双方において、契約書と当該別記を一体保管することを確認しました。</p> <p>また今後、契約書作成時には、起案者と、係長級または課長補佐級職員の2人体制で添付漏れがないか確認のうえ、編綴するようにいたします。</p>	<p>東保健福祉総合センター 子育て支援課</p>



堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 801 号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	会計室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 再委託の承認事務 財務会計システム運用管理業務及び財務会計システム第二期統合基盤移行業務の契約書では、受注者は、業務の一部を再委託する場合、再委託先、再委託する業務内容、再委託する理由及びその他発注者が必要とする事項について、書面による申請等をしなければならないとされており、市が定める様式において、再委託予定金額が申請事項として定められている。</p> <p>しかし、再委託に係る申請において、受注者から、再委託予定金額については、情報公開請求等により第三者へ公表された場合、企業の権利や競争上の地位等が阻害されるおそれが出てくるため提示することができない旨の理由が示され、出納課は、それをやむを得ない理由であると判断し、</p>	<p>御指摘を受け、受注者に対し、令和2年度以降の再委託に係る申請の際には必ず再委託予定金額を記載するよう指導しました。また、令和元年度の再委託契約金額について令和2年2月7日に報告を受けました。</p> <p>また、令和2年度の当該契約においては、令和2年4月1日付け契約締結後、再委託申請を承諾のうえ、同日付け再委託予定金額の報告を受けました。</p>	<p>会計室 出納課</p>

<p>受注者に対して再委託予定金額の提示を求めていなかった。</p> <p>再委託予定金額を第三者へ公表するか否かの判断は、情報公開請求等が生じた時点で行うものであり、受注者から提示された理由は、再委託に係る申請において、再委託予定金額を提示できない理由として妥当ではないため、受注者に対して再委託予定金額の提示を求めるべきであった。</p> <p>2</p> <p>財務会計システムの運用管理について</p> <p>財務会計システムの運用管理に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[運用管理体制の改善について(意見)]</p> <p>財務会計システムの経常的な運用管理についてはシステム開発会社に委託しているが、臨時的な業務や予期せぬトラブルが発生した場合は、受注者との調整や交渉が必要であり、職員が業務を指揮監督しなければならない。しかし、今年度を実施された統合基盤の移行作業の執行状況を見ると、リスクを考慮した上でのスケジュール調整が行われなかったことや関係者間で十分な情報共有ができなかったなどの問題点も見受けられ、作業に影響するおそれもあった。</p> <p>一般的に、システム関連業務を担う職員を短期間で育成するこ</p>	<p>御意見を受け、統合基盤移行時の注意点としてリスク管理を前提としたスケジュール調整や財務会計・職員情報両システム間の情報共有について非常時対応マニュアルに項目として記載しました。</p> <p>財務会計システム運用管理の担当職員の育成を会計室が組織として取り組むため、担当者が行うべき業務を業務マニュアルとして整備するとともに、年間の主な業務スケジュールを作成することにより、担当者の引継ぎがスムーズに行えるようにしました。</p> <p>また、運用管理業務におい</p>	<p>会計室 出納課</p>
--	--	--------------------

<p>とは困難であり、複数年を要する。調査の中で、職員の自主性に任せるのではなく組織として担当職員をどのように育成していくかについて、具体的なプランや方針は示されなかったが、業務に必要な知識や経験を整理した上で、外部研修やOJT等によりこれらを順次習得させていく必要がある。</p> <p>以上のように、財務会計システム運用管理業務において、中長期にわたり一定の水準を維持していくために、実務ノウハウを可能な限りドキュメント化し組織として継承していくとともに、担当職員を計画的に育成されたい。また、システムに関する技術的知識を要しシステム所管課単独では対応が困難な部分については、情報システム部門のサポートを要望するなど、運用管理体制の改善を図られたい。</p> <p>[次期システムの開発について(意見)]</p> <p>財務会計システムは平成22年4月に稼働し、今年度で10年目となる。出納課によると、現在は安定的に稼働しているとのことであるが、一般的なシステムのライフサイクルからすると、次期システムの開発に着手すべき時期にきていると考えられる。しかし、現時点では再開発に向けての現行システムの課題や拡充すべき機能等の検討はまだ行われていないとのことである。</p>	<p>て対応した事案を記録することにより担当者や係員が類似事案に対して迅速に対応できるよう対応事案の質問回答集を作成し、係のノウハウとして蓄積していきます。令和2年4月に質問回答集の様式を作成し事案を分類するためのカテゴリの整理を行いました。これまでに蓄積している事案対応のメモについても質問回答集として整理するとともに、今後は事案対応を行うごとに記事の追加・整理を行っていきます。</p> <p>また、運用管理担当者の育成や運用管理業務の受注者との交渉などにおいて、ICTイノベーション推進室との連携を強化し、運用管理に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>令和4年度の開発着手を目標として、令和2年11月までに次期システムの整備に向けて取り組むべき事項の整理を行い、各業務主管課への提示と意見提出を依頼します。</p> <p>これに向けて、現行システム利用上の課題、求められる機能について整理します。</p> <p>また、システム利用及び運用管理の効率性、経済性、有効性の向上に向けた検討を進</p>	<p>会計室 出納課</p>
--	---	--------------------

<p>現行システムの開発では、契約から完成まで3年間を要したことを考慮すると、早急に計画を策定し準備を進める必要がある。また、次期システムの構築においては、関係課や情報システム部門等と協議の上、職員情報システムとの統合化推進等によりシステムの利用及び運用管理における効率性、経済性及び有効性の向上を図られたい。</p>	<p>めるうえで、ICT イノベーション推進室と情報を共有し助言を求め、効果的な取組みを進めます。</p>	
<p>3 審査事務について 審査事務について、以下のとおり意見を付す。</p>		
<p>[支払遅延の防止について(意見)] 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」により、契約の締結に際しては、支払の時期を書面により明らかにしなければならないとされており、支払遅延には遅延利息が発生する。平成30年度の支出命令書の起案日から支払日までの日数を調査したところ、全体の9割程度の支払いが30日以内となっていた。しかし、今年度のこれまでの監査において、支払に係る事務処理が著しく遅れている事例が散見されている。審査課としても、所管課及び局総務担当課に対して、支出事務の進捗管理を適切に行うよう適宜指導しているとのことであるが、支払事務の現状を見るとその指導が十分な効果を発揮していないと考えられる。</p>	<p>支払に係る事務処理が著しく遅れている事例が散見されているという状況を踏まえ、令和2年7月20日付け会計第808号により各課に対して支払遅延の防止について通知し、注意喚起を促しました。 また、これまでも事務処理の遅れにより支払に時間を要する事案が発生した際には、支出事務の進捗管理を適切に行うようその都度所管課及び局総務担当課に対して指導を行ってまいりましたが、指導の実効性を確保するため、てん末を記載した書面の提出を求める、所属長に対して直接指導を行うなど、より厳格な対応を行います。</p>	<p>会計室 審査課</p>

<p>改めて具体的な指導・啓発の手法を再検討し、これまで以上に支払遅延の防止に努められたい。</p> <p>[事務処理手順等の整備について(意見)]</p> <p>工事請負契約に関しては契約課が、また、委託契約及び物品調達契約に関しては調達課が事務処理手順を作成し各課を指導している。一方、手数料等の役務費や使用料及び賃借料に係る事務処理については、いわゆる制度主管課がないために基準となる事務処理手順が決定されておらず、各課の裁量で委託事務に準じた事務処理を行っていることが多い。しかし、委託料との違いに基づく所要の修正が行われていないなど、契約書等の書類に不備が散見される。また、委託料の専決区分は、例えば施設の維持管理業務の場合、2千万円以上の場合は部長専決、さらに1億円以上は局長専決となっているのに対し、手数料の契約は金額に関係なく課長となっているなど、制度的にバランスを欠いている部分もある。以上のように、当該事務処理について事務の統一性や適正性の点で問題が生じている。</p> <p>このように支出事務において、共通の事務処理手順や市としての運用基準が未整備となっている部分について、審査課が中心となって関係課と調整し、マニュアルを作成するなど適正な事務処理ルールを確立されたい。</p>	<p>支払事務において、統一的な事務処理ルールが整備されていない部分については、法令や商慣習等に照らし適正な事務処理を行うよう適宜所管課に指導するとともに、当課で把握した課題や問題点を関係部局と共有、整理し、適正な事務処理ルールの確立に努めます。</p>	<p>会計室 審査課</p>
---	---	--------------------

<p>[概算払の検査について（意見）]</p> <p>堺市会計規則により、概算払の精算においては、精算書及び証書類を提出させ、その内容を調査するように規定されている。しかし、平成27年度にそれが徹底されていないものがあることが明らかになった。そのため、審査課では平成28年度及び平成29年度に概算払の精算事務の検査を実施し、検査で発見された問題点等に関して当該所管を指導するとともに、各課に対しても注意事項を通知している。ところが、平成28年度及び平成29年度に実施した検査で所管に対して指摘した問題点がその後改善されているか、また、全庁的に当該事務が適正に行われているかを確認できていないにもかかわらず、平成30年度以降は検査を実施していない。</p> <p>当該事務の執行状況をモニタリングするとともに、継続的に検査を実施されたい。</p>	<p>当課では、適正な支出事務の執行を所管課に徹底させるため、各種の検査や調査等を実施しています。平成28年度及び平成29年度においては概算払に伴う精算事務の検査（以下「概算払検査」という。）を実施しましたが、平成30年度以降については他の検査や調査等を優先して実施しました。</p> <p>概算払に伴う精算事務の適正化については重要課題として認識しており、当該事務の状況を把握するため、令和2年度以降継続して概算払検査を実施します。</p>	<p>会計室 審査課</p>
--	---	--------------------

<p>[所管に対する指導の実効性について（意見）]</p> <p>支払審査や概算払等の検査等において、地方自治法において特例とされている前金払や概算払による支出に対して合理的理由を求めるなど、審査課として所管に対して適切な指導を行っているにもかかわらず、事務運用の改善が行われていない場合が散見される。</p> <p>審査課の指導体制の強化を検討するとのことであるが、このような状況を見ると所管の事務担当者に対する個別指導だけでは実効性に限界があると思われ、より有効な手法を内部統制体制の整備・運用の観点から検討されたい。</p>	<p>当課では、審査業務を通じ、所管課に対して様々な指導を行い、必要に応じて事務内容の改善や是正を求めています。指導の実効性が十分に確保されていないケースが見受けられます。今後、重要な案件については文書による指導を行い、改善策については文書による回答を求めることとし、状況に応じて局レベルでの改善策を求めるなど、より一層厳格な指導を行います。</p> <p>また、当課のみでの対応が難しい案件については、内部統制制度の所管である行政部や契約部等の関係部局とも連携しながら対応することも検討します。</p>	<p>会計室 審査課</p>
---	--	--------------------



堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行経第801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	財政援助団体監査 (公益社団法人堺観光コンベンション協会)	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた団体等	公益社団法人堺観光コンベンション協会 文化観光局 観光部 観光企画課	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 交付手続について</p> <p>(1) 公益社団法人堺観光コンベンション協会事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)において、協会は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、精算報告書を提出することとされており、その場合において、交付を受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、返納・返還命令通知書に定めるところにより、それを返納しなければならないとされている。</p> <p>市は、協会から平成31年4月26日に平成30年度の実績報告書及び精算書の提出を受け、令和元年5月27日に補助金額を確定し、当該返納すべき額について同月31日を期限とした返納・返還命令通知書を協会へ送付している。</p> <p>しかし、協会は、当該期限を経過した令和元年6月4日に返納していた。また、市は、堺市補助金交付規則の規定による延滞金(1万3,103円)を徴収すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>未納となっていた延滞金については、令和2年2月14日に納付しました。</p> <p>令和2年4月1日、決裁後の支払事務について経過確認表を作成し、企画総務グループ長より支払処理の確認を経理担当グループに説明(指示・指導)しました。</p> <p>今後は毎年、年度当初に事務研修を行ってまいります。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和2年3月10日に課長、課長補佐、担当係長及び担当職員で補助金交付規則及び補助金要綱に定められた手続を再確認しました。</p> <p>今後は、進捗管理表により手続に漏れがないかチェックを行い、確実に事務を遂行してまいります。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p> <p>観光企画課</p>

<p>3 補助金交付団体への指導等について</p> <p>(1) 市は、交付要綱において補助対象経費を規定している。</p> <p>協会は、平成29年7月に、堺東観光案内所の新設などの新たな事業を行うため、補助金の追加交付申請をし、市はそれを認めている。新設した堺東観光案内所は建設工事によるものであり、当該工事費用は交付要綱の補助対象経費に該当しないが、補助対象経費である委託料として支出し、補助金を充当していた。また、市は、支出内容を把握していたにもかかわらず、それを認めていた。</p>	<p>令和2年4月6日、経理担当グループに対し、補助対象経費及び会計処理について、企画総務グループ長より説明（指示・指導）を行いました。</p> <p>今後は毎年、年度当初に事務研修を行ってまいります。</p> <p>今回御指摘のあった観光案内所の工事費用については、来訪者の満足度向上や市内周遊促進などに寄与しており、本市の観光施策への影響も大きいことから、交付要綱4(3)②に定める「その他市長が適当と認める事業に要する経費」に該当する補助対象経費であることを、令和2年8月27日付けで決裁を受けて確認しました。</p> <p>今回の御指摘を重く受け止め、今後は、補助対象経費の認定については、担当職員のみでなく副担当も内容を精査するなどチェック体制を強化するとともに、交付要綱4(3)②に該当するものについては、その対象や金額、例外的に対象とする理由を厳格に審査し、交付事務を行ってまいります。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p> <p>観光企画課</p>
<p>(2) 平成29年度に取得した全ての建物及び器具備品について、平成30年度の減価償却額の月割り計算や適用する耐用年数を誤ったた</p>	<p>令和元年度決算より会計システムを利用した固定資産減価償却額の算出を行うとともに、監事による確認も行うよ</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>

<p>め、決算書の貸借対照表における固定資産額等が誤った額となっていた。</p>	<p>うチェック体制を見直しました。また誤っていた額については、令和元年度決算において減価償却計算を見直し、貸借対照表における固定資産額等を是正しました。</p>	
<p>(3) 協会の補助金充当状況を確認したところ、以下のものがあった。</p>		
<p>ア 協会は、堺市役所高層館 21 階において、市の許可を得て展望ロビー利用促進を目的とした喫茶コーナーを設置し、使用料を支出している。協会は、当該喫茶コーナーの運営を業者に委託しており、受託者から施設負担金として使用料相当額を受け入れているため、実質的に協会の費用負担は発生していない。しかし、協会は、平成 26 年度以降、当該使用料についても補助対象経費として申請していた。また、市は、当該額も含めて補助金を交付し、返納の対象にもしていなかった。</p>	<p>令和元年度分より受託者から受け入れている施設負担金から目的外使用料を支払うよう改善しました。</p> <p>過年度における返納金については、令和 2 年 9 月 7 日に納付しました。</p> <p>今回の御指摘を受け、平成 26 年度から平成 30 年度までの相当分補助金の返納にかかる通知を令和 2 年 8 月 28 日に行いました。</p> <p>今後は、例年予算要求時に提出されている予算明細書において、自主財源とその充当先についても協会からの資料により確認を行い、財源のある支出に対して補助金を交付することがないよう確認を強化してまいります。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p> <p>観光企画課</p>
<p>イ 協会では、事業ごとに会計を区分しており、それぞれの事業で使用する物品を保管する倉庫の賃借料について、使用面積等に応じて当該費用を事業別に按分すべきところ、一つの事業に</p>	<p>令和 2 年 3 月 31 日、倉庫内の物品の事業区分に応じた会計処理となるよう修正を行うとともに、企画総務グループ長より経理担当グループに説明（指示・指導）しました。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>

<p>まとめて計上していた。</p>	<p>今回の御指摘を受け、協会において倉庫賃借料の事業ごとの計上を修正したことを確認しました。</p> <p>今後は、協会内の経費区分ルールを改めて共有し、協会の予算明細においてこれに則った適切な事業に補助金を支出しているかを確認してまいります。</p>	<p>観光企画課</p>
<p>(4) 協会で使用している切手等受払簿は、市の様式に準じており、受入れ又は払出しの都度、事務局長及び企画総務グループ長が押印することとしている。</p> <p>しかし、令和元年12月19日に実施した実地調査において、年度当初から事務局長の押印は全くなく、11月中旬以降は、企画総務グループ長の押印もなく、担当者の押印のみとなっていた。</p>	<p>令和2年4月1日、企画総務グループ長立会いのうえ引継ぎを行い、担当職員に説明（指示・指導）しました。</p> <p>今後は毎年、年度当初に事務研修を行ってまいります。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>
<p>(5) 協会決裁規程では、予算の執行に関することについて、金額に応じて役職者の決裁を必要としているが、決裁を経ずに消耗品を購入しているものがあった。</p>	<p>協会職員全員に対し協会規程を周知するとともに、令和2年4月6日に、契約事務及び決裁手続について周知を行いました。</p> <p>今後は毎年、年度当初に事務研修を行ってまいります。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>
<p>(6) 協会は、市の契約事務に準じ、契約保証金を免除する場合は契約保証金免除申出書の提出を必要としている。</p> <p>しかし、第45回「堺まつり」大パレード衣装等賃貸借及び衣装、</p>	<p>協会職員全員に対し協会規程を周知するとともに、令和2年4月6日に、契約事務及び決裁手続について周知を行いました。</p> <p>今後は毎年、年度当初に事</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>

<p>かつら合わせ等業務について、契約保証金免除申出書が契約日より大幅に遅れて提出されているにもかかわらず、契約保証金を免除し、契約を締結していた。</p>	<p>務研修を行ってまいります。</p>	
--	----------------------	--



堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市救急医療事業団)	
監査実施期間	令和元年8月1日 ~ 令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 健康部 健康医療推進課 公益財団法人堺市救急医療事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>1 規定等について</p> <p>(1) 事業団は、会計規程において、財務諸表及び付属明細書並びに財産目録、収支予算書について、保存期間を永久と定めている。</p> <p>しかし、文書取扱規程に基づき制定した文書分類表では、当該文書の保存期間を20年と定め、異なる扱いとしていた。</p> <p>また、文書取扱規程において、文書を第1種(永年)から第5種(1年)までの区分に応じて保存することと定めているものの、それぞれの区分に該当する文書について定義されていなかった。</p>	<p>会計書類の保存期間は会計規程、文書取扱規程及び文書分類表において定めています。</p> <p>今回の御指摘を受けて調査したところ、会計規程及び文書取扱規程に定める文書の保存期間は、これらの規程が制定された平成24年4月1日から改正されておりません。一方、文書分類表は平成27年2月に理事長決裁により定められており、本来文書分類表を定める時点で会計規程及び文書取扱規程との整合性を図るべきところ、できていなかったことが確認されました。</p> <p>これらの不整合を解消するため一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に即した内容に規程等を改正し、令和2年6月12日に理事会の決議を得ました。今後は規程等に基づき適切な文書管理を行ってまいります。</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>
2 経理について		

<p>(1) 事業団は会計規程において、会計伝票は経理責任者（事務局長）の決裁を受けることとしている。</p> <p>しかし、会計伝票のうち、事務局長の決裁を受けた後、内容に誤りがあり修正を行ったにもかかわらず、当該修正後の伝票について決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>配賦比率を修正した後の振替伝票は、失念により決裁が行われていなかったため、今回の御指摘を受けて令和元年10月11日に追認を行いました。</p> <p>今後は、決裁が完了した振替伝票を修正する際には必ず修正後の振替伝票を回付するよう口頭指導するとともに、管理職等が定期的に決裁後の伝票をチェックします。</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>
<p>[医薬品の管理体制について（意見）]</p> <p>貯蔵品（医薬品）の棚卸及び期末残高について、事業団は医薬品の評価基準及び評価方法に「最終仕入原価法による原価法」を採用しているため、期末日（3月31日）時点の在庫数量に、期末日から最も近い時に購入した1単位当たりの取得価額を乗じて、期末日の在庫金額を算定する必要がある。</p> <p>しかし、事業団は、期末日に棚卸を行っていないために、本来、棚卸日から期末日までの医薬品の購入数量と使用数量を加減して、期末日時点の在庫数量を確定しなければならないが、これを行っていません。</p> <p>また、医薬品の日常的な数量管理においては、毎月末、管理薬剤師から在庫の月末残数の報告を受けているのみで受払管理を行っていないとのことであり、受払の状況が確認できなかった。さらに使用期限が切れた医薬品について</p>	<p>医薬品の管理については、堺市薬剤師会との協定及び覚書に基づき堺市薬剤師会から選任された管理薬剤師が行っていますが、御指摘の事項については適切な管理ができていない状況でした。</p> <p>このため、堺市薬剤師会と協議の上、医薬品の適正な管理手順を定めた棚卸マニュアルを策定しました。</p> <p>このマニュアルの策定により、管理薬剤師と看護師の取り扱いの範囲が定められるなど管理体制が明確化し、廃棄処理は口頭から文書による申請にするなど適切な医薬品の管理を行います。また、決算処理においても棚卸日と期末日間の加減が反映できていなかった点を反映し、適切な在庫金額を算定するよう改めます。</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>

<p>は、文書によらず管理薬剤師の口頭連絡のみで廃棄していた。</p> <p>医薬品に係る事故等を未然に防ぐためにも、医薬品の取扱いについて明確なルールを定め、適切に運用されたい。</p>		
<p>3 財産管理について</p>		
<p>(1) 事業団は、会計規程では固定資産について、物品管理規程では消耗備品について規定しているが、令和元年9月18日に実施した実地調査において、以下のようなものがあった。</p>	<p>ア 当該機器の購入時にシールを貼付すべきところ失念しており、物品管理規程に定める管理責任者による現物照合を行った際にもシールを確認していませんでした。</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>
<p>ア 自動体外式除細動器について、消耗備品台帳に記載されている資産番号を記載しているシールの貼付がなかった。</p>	<p>御指摘の後、令和元年9月30日にシールを貼付しました。今後は、購入後速やかにシールを貼付し、現物照合の際にもシールを確認するよう留意します。</p>	
<p>イ 固定資産台帳のうち、「(医療器具) X線画像撮影装置システム一式」について、複数装置(3点)を一式として登録していたが、一式の内訳の記載がないため、その内容を把握できなかった。また、これ以外にも同様の状態のものが複数あった。</p>	<p>イ 御指摘を受け、一式で登録している備品については、物理的に構成を分類できるものはその分類を明確にし、「n/n」のように全体の構成数のうち何番目か分かるように表記したシールを令和元年9月30日に貼付しました。今後は一式管理を明確に行うよう留意します。</p>	
<p>4 事業運営について</p>		
<p>(1) 事業団は、定款において、評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づ</p>	<p>評議員会の招集は、事業団定款第17条に基づき理事会の決議に基づき理事長が召集</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>

<p>き理事長が招集することと規定している。</p> <p>しかし、理事会の決議を得る前に評議員会の招集通知を発送しているものがあった</p> <p>(2) 事業団は、情報システムの適正管理や情報セキュリティの確保を目的として、情報セキュリティ対策要綱を策定しており、同要綱において端末・ネットワークの管理運用及びID・パスワードの管理運用について規定している。</p> <p>しかし、事務局の備付PCのセキュリティ状況を確認したところ、起動時にユーザID・パスワード入力を求められることなく、デスクトップ画面が表示され、誰でもPCを操作でき、共有フォルダや個人情報が含まれるファイルにアクセスできる状態で運用されており、同要綱に規定されているユーザごとのID・パスワードの管理がなされていなかった。</p>	<p>すべきところ、これを失念していたため理事会開催前に招集通知を発送していました。</p> <p>今回の御指摘を受け、事務局内で改めて定款を遵守した運用を行うことを会議の場で周知し、今後は理事会の決議に基づき招集通知を発送するよう改めます。</p> <p>御指摘を受け、事務局内で情報漏洩のリスク及びセキュリティ対策の重要性を改めて周知し、備付の各PCでユーザID及びパスワードの設定を行いました。</p> <p>今後も堺市ICTイノベーション推進室が職員向けに発信する情報セキュリティに関する情報を職員間で共有するなど継続的な意識付を行うとともに、情報セキュリティ対策要綱に基づき、情報管理責任者及びシステム管理者による管理のもと適切な運用を行ってまいります。</p>	<p>公益財団法人堺市救急医療事業団</p>
--	--	------------------------



堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

地教振第1184号
令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市教育委員会教育長
中谷省三

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、令和元年度監査委員報告第21号に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団)	
監査実施期間	令和元年8月1日 ～ 令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>1 規程等について</p> <p>(1) 事業団は、経理規程において経理関係書類の保存期間を定めており、会計帳簿及び会計伝票、証ひょう書類の保存期間を10年としている。しかし、経理関係書類である小口現金に係る振替伝票及びその証ひょう書類を保管しているファイルには、保存期間を3年と記載し、経理規程で定めた保存期間と異なる運用を行っていた。</p> <p>一方、文書規程において、文書の分類、保存期間及び編集項目を事務局長が別に定めることとしており、事業団はこれらの事項を記載した文書分類表を日常的な文書管理に使用しているが、これには「小口現金等交付申請・返納等関係」の保存期間は3年と記載されている。しかし、当該文書分類表については、制定時の決裁文書等が残されておらず、根拠が不明確であった。</p> <p>また、文書の廃棄についても、文書規程では、保存期間を経過した文書は事務局長の決裁を受け廃棄することとしているが、平成25年度を最後に廃棄しておらず、文書の管理が適切に行われていなかった。</p>	<p>小口現金に係る振替伝票及びその証ひょう書類を保管しているファイルにつきましては、保存期間10年とすべきところを誤って、平成28年度以降は、保存期間3年として整理しておりましたが、御指摘を踏まえ、令和元年10月17日に保存期間を10年に是正しました。</p> <p>なお、文書規程に基づき定めている文書分類表及び経理規程につきましては、法令等を参照しながら、文書の編集及び保存を適切に行うことができるよう見直しを行い、令和2年8月1日付けで改正し、文書保存期間に係る齟齬を解消しました。</p> <p>文書の廃棄につきましては、廃棄文書チェックリストを作成し、慎重に確認しながら廃棄作業を進め、令和2年8月27日に廃棄作業を終えました。</p> <p>今後は、適切な文書管理に努めてまいります。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>

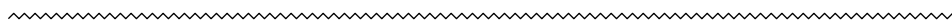
<p>2 経理について</p> <p>(1) 事業団は、経理規程において、出納職員は、現金については毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければならないとしている。事業団が指定管理者となっている大浜体育館と金岡公園体育館で保管している現金については、事業団の出納職員であるそれぞれの館長が、在高を含む収支の内容を概ね月に一度事務局に報告し、事務局で会計帳簿を作成する会計システムへの入力を行っている。</p> <p>しかし、その際に事務局では報告された現金の在高と会計システム上の現金残高の照合を行っておらず、平成28年度以降は、実際の現金残高ではない会計システム上の現金残高に基づいて決算書を作成していた。</p>	<p>各体育館において、経理規程に基づく日々の現金管理は適正に行われていましたが、事務局職員による確認が十分にできていなかったことから、体育館から報告のあった証書に基づく現金在高の照合が不正の防止、決算の信頼性の確保等に資するという重要性について、令和元年10月17日に事務局長を通じ、事務局関係職員に指導を行いました。</p> <p>伝票処理の誤りにより実際の現金残高と異なっていたものについては令和元年9月30日に過年度修正を行い、会計システム上の現金残高を是正しました。</p> <p>今後は、同様の事象が発生しないよう、体育館より毎月末に送付がある証書に基づき、事務局職員による、毎月末現在の実際の現金在高と会計システム上の現金残高の照合を適切に行ってまいります。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
<p>(2) 決裁規程において、事業団は、10万円未満の謝礼金の予算執行に関しては、部長の決裁を要している。</p> <p>前回監査（平成28年度）で、謝礼金を要するのびのびルームのイベントについて、その実施後に部長の承認を受けていたことを指摘し、事業団はこれに対する措置として「イベント実施計画書」に決</p>	<p>前回監査での御指摘を受け、イベント実施計画書様式に決裁欄を設けるなど、事前承認の手続きの改善を進めておりましたが、徹底できていないことから、令和2年1月28日～30日に実施した各ルーム主任対象研修会において、再度、指導及び周知を行いました。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>

<p>裁欄を設け事前に決裁を行うこととしていたにもかかわらず、今回の監査においても承認の日付がイベント終了後になっているものがあった。</p>		
<p>3 事業報告書等について</p>		
<p>(1) 平成25年度及び平成28年度の監査で、のびのびルーム及び堺っ子くらぶ(以下「ルーム」という。)の備品等の管理に係る指摘等に対して、事業団は、備品等に番号を付したシールを貼付し、現物と台帳を照合することで物品を適正に管理するとしていたにもかかわらず、令和元年9月11日に行った実地調査において以下のようなものがあった。</p>	<p>物品の管理について、現場の担当職員の意識を高めるべく、令和2年1月28日～30日に実施した各ルーム主任対象研修会において、再度、指導及び周知を行いました。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
<p>ア 事業団及び市の備品台帳に記載がなく、所管の分からないDVDプレーヤー(1台)、ロッカー(1台)、ビデオデッキ(1台)がルームに設置されていた。</p>	<p>指摘事項等のアに係る令和元年9月11日の実地調査の対象となった小学校(以下「実地調査対象校」という。)ののびのびルームについては、令和2年度から事業団の受託事業所ではなくなったため、市の備品管理に係る調査を踏まえ、令和元年度まで事業団が同ルームにおいて管理していた備品を令和2年4月1日付けで市に寄贈しました。なお、御指摘のDVDプレーヤー、ロッカー及びビデオデッキについては、関係者への聴き取り等の調査を尽くしましたが、所有者が判明しなかったことから、事業団保有の物品として取り扱い、同ルームにおける受託期間の終了に際して、新しい事業者引き継ぎました。</p>	
<p>イ 事業団の備品台帳と異なる番号が記載されたシールが貼付された冷蔵庫があった。</p>	<p>指摘事項等のイに係る実地調査対象校の堺っ子くらぶについては、令和2年度に入り、事業団で改めて実地調査を行</p>	

<p>(2) 事業団は、間食代及び保険料事務取扱基準で、「主任ケアワーカーは、間食代および保険料を徴収した日のうちに、該当する月の「間食代出納簿」および「保険料出納簿」に記入および押印し、金庫に入金しなければならない。」と定めている。</p> <p>前回監査（平成28年度）でも間食代出納簿に主任ケアワーカーの押印がないものがあったことを指摘したが、今回のルームの現地調査においても、一部のルームでは間食代出納簿が全て鉛筆で記入されており、令和元年8月分及び9月分には主任ケアワーカーの押印がなかった。</p>	<p>い、備品台帳を整理しました。なお、御指摘のあった冷蔵庫については、備品台帳に入力すべき番号を誤入力したことにより備品シールの番号と齟齬が生じていたものです。</p> <p>前回監査での御指摘を受け、事務マニュアル「間食代事務取扱の手引き」の改訂や研修会などの機会を活用し、主任ケアワーカーへの指導を行いました。令和2年1月28日～30日に実施した各ルーム主任対象研修会において、再度、指導及び周知を行いました。</p> <p>今後は、適正な事務手続きを図るべく、研修会の開催等によりルームでの業務知識及びスキルの向上に努めます。併せて、ルームにおける事務の効率化及び負担軽減の方策についても、検討を進めてまいります。</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>
<p>4 管理運営について [適切な事務の実施について（意見）]</p> <p>事業団に対しては、事業の規模や過去の指摘事項等を考慮して平成25年度、平成28年度と3年に1度の頻度で監査を実施している状況であり、これまでの指摘等に対して、一定の是正や改善の措置を講じてきたとのことであるが、今回の監査でも同様の誤った事務が行われていることを確認した。</p>	<p>平成25年度及び平成28年度に実施された監査以降、事業団職員の資質向上を図るためOJTを推進することなどにより、内部統制の確保や適切な事務の執行体制の構築を行ってきました。しかしながら、今回の監査においても同様の御指摘を受ける結果となって</p>	<p>公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団</p>

<p>事業団においては、このような状況を再認識し、不適切な事務が行われないよう基本的なルールの遵守について職員を指導するとともに、役割分担や業務の内容を含め、事業団を監督する所管部局とともに問題点を整理し、それに対する具体的な解決策を検討し、速やかに実行されたい。</p>	<p>おり、有期労働者の採用及び退職並びに派遣職員の異動に際して、これまでの指摘事項に対する改善策の実施も含めた業務引継ぎが適切にできていなかったことがその主要因であったと認識しています。</p> <p>今後は、採用等の異動に伴う職員間における業務引継ぎについて、雇用期間、派遣期間等を念頭に置きながら、円滑かつ計画的に進めるため、効果的な引継ぎルールを整備するなど、ルーム、体育館及び事務局の職員に対し適切な事務の執行に向け、改善を図ってまいります。また、現場における事務負担の軽減や事務の効率化を図るとともに、適切な事務執行を図ることができるような組織体制の改善や契約職員の雇用条件の向上をはじめとする人員体制の強化に向けて、所管部局と協議を進めていきます。</p> <p>公益財団法人として、また市の外郭団体として団体運営の円滑な遂行のため、健全な財政基盤を構築し、内部統制機能を強化する取組を強力に進めていくことが団体における喫緊の課題となっていることから、外郭団体を総括する部署と協議及び調整を行った上で、団体と連携し、組織体制について強化を図ってまいります。また、団体が規程を含む法令に基づき適正に事務処</p>	<p>地域教育振興課</p>
--	--	----------------

	<p>理をすることができるよう、 団体職員に対し、業務に根差 した OJT を支援し、直接助言 等を講じるなど、積極的に指 導及び監督を行っていきま す。</p>	
--	---	--



堺市監査委員公表第31号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立共同浴場)	
監査実施期間	令和元年8月1日 ~ 令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 指定管理者：公益財団法人堺市就労支援協会	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、事業報告書に記載することとされている以下の項目について記載しておらず、市も指導していなかった。</p> <p>ア 管理運営業務の実施状況として、基本事業計画で記載されていた第三者業務委託の計画に対応する、当年度の実施状況の記載がなかった。</p> <p>イ 管理運営業務の実施状況として、修繕工事の一覧と光熱水費の一覧は添付しているものの、維持管理及び衛生管理の状況についての記載がなかった。</p> <p>ウ 施設の利用状況として、稼働率の記載がなかった。</p> <p>エ アンケートの結果の集計の記載はあるものの、その分析及び対応状況の記載がなかった。</p> <p>オ 新規の備品(あんま機2台)を平成31年3月25日に取得しているにもかかわらず、備品の異動状況の記載がなかった。</p> <p>カ 指定管理者の目標の達成状況及び管理運営業務の実施状況についての総括及び自己評価として、基本計画で目標として挙げ</p>	<p>御指摘のア、イ、エ、オ及びカについて、記載した事業報告書を令和元年10月31日付けで改めて市に提出しました。</p> <p>また、「ウ 稼働率」については、共同浴場では算出ができないことから、市と協議の上、稼働率の文言を削除する変更協定を令和元年11月15日に締結しました。</p> <p>事業報告書への記載漏れについては、基本協定書や基本事業計画を十分に確認せず事業報告書を作成したため記載していませんでした。</p> <p>今後は、基本協定書や基本事業計画等を十分確認のうえ遵守し、適正な管理運営に努めます。</p> <p>事業報告書に記載が漏れていた項目について、指定管理者から令和元年10月31日付けで修正した事業報告書の提出を受け、内容を確認のうえ受理しました。「ウ 稼働率」については、共同浴場におい</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>

<p>ているレジオネラ菌の基準内の維持及び利用者アンケート調査における清掃に関する利用者満足度の記載がなかった。</p> <p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、四半期ごとに収支状況を市に報告することとされているが、第2四半期分(平成30年7月から9月分)の収支報告書に記載している収支の額と、その根拠資料として提出された指定管理者の会計システムから出力された予算執行月報決定額の収支の額が異なっていた。</p>	<p>では算出できない性質の項目であることから、令和元年11月15日付けで指定管理者と変更協定を締結し、項目を削除しました。</p> <p>当該事案の原因は、誤って前年度の予算執行月報をもとに収支報告書を作成したため起こったものです。また、決裁後に市に報告書を提出するにあたり、担当者が会計システムから正しい予算執行月報を出力したため、収支額が異なる資料を市に提出してしまいました。</p> <p>御指摘を受けて、第2四半期分の収支報告書を修正し、令和元年10月31日付けで改めて市に提出しました。</p> <p>再発防止に向けて、報告書作成時に根拠資料となる予算執行月報が正確なものであるか確認するように担当者及び決裁ラインの職員に指導しました。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 市は、基本協定書に基づき、指定期間中において毎年度、指定管理者の市税等の納税状況について調査すべきところ、平成28年度以降において当該調査を実施していませんでした。</p>	<p>平成28年度から現時点までの市税等の納付状況について、令和元年10月23日に調査を完了し、完納であることを確認済みです。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により</p>	<p>法令等により資格を必要とする業務について、令和元年10月10日付けで当該資格等</p>	<p>指定管理者</p>

<p>資格を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを市に提出すべきところ、該当する書面の写しを提出していなかった。</p> <p>また、市はこれらの書面の写しの提出を求めていなかった。</p>	<p>を証する書面の写しを市に提出しました。</p> <p>令和元年10月10日付けで当該資格等を証する書面の写しの提出を受け、内容を確認のうえ受理しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、各業務の資格の要否について、指定管理者からの提出漏れがないように第三者委託の業者一覧をもとに、資格要否リストを作成しました。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>(3) 基本協定書において、指定管理者はあらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に再委託させてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者と委託先の間で、更に再委託することができる旨の契約を締結しているものがあった。</p> <p>このうち、ガス設備保守点検業務、冷暖房設備保守点検業務については、当該委託先から更に再委託を行っていた。</p>	<p>令和2年度契約分から、全ての委託業務の契約内容の見直しを行いました。更なる再委託を実施していない業務については、相手方と調整し、更なる再委託ができない契約内容に変更しました。</p> <p>また、更なる再委託を実施している業務は、契約相手方を変更し、更なる再委託とならないように是正しました。</p> <p>業務遂行形態上、更なる再委託が必要となる業務については、市と協議の上、基本協定書を「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に令和2年4月1日付で変更しました。また、再委託が必要となる業務については、承認申請の手続きを令和2年4月1日に行い、承認を得ました。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>6 経理について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとするとされている。</p>	<p>今後は、基本協定書に従い第三者への委託に関する手続きを適正に行ってまいります。</p> <p>更に再委託することができる旨の契約となっている業務については、契約内容を見直すよう、令和元年10月10日に指定管理者に指示しました。</p> <p>なお、不測の事態や業務遂行形態（設置メーカーとメンテナンス会社との関係等）上の理由から、再委託が必要となる業務については、指定管理者と協議し、基本協定書に「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に基本協定書を令和2年4月1日に変更し、やむを得ない場合のみ市が承認の上、更なる再委託を認めることとしました。</p> <p>また、所管課の実地調査において、申請どおりの契約が行われているか確認するよう、令和2年4月30日に所属長より担当職員に指導しました。</p> <p>収支報告書については、自主事業の収支が把握できるよう修正し、令和元年10月31日付けで事業報告書に添付の</p>	<p>長寿支援課</p> <p>指定管理者</p>
---	--	---------------------------

<p>しかし、指定管理者は指定管理業務の収支に自主事業の収支を含めて、市に対する収支報告を行っていた。</p> <p>また、市はそれに対する指導を行っていなかった。</p>	<p>うえ改めて市に提出しました。</p> <p>指定管理業務と自主事業とを区分した収支報告を、令和元年10月31日付けで提出を受け、内容を確認のうえ受理しました。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は自主事業を実施したときは自主事業報告書を市へ提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者が提出した自主事業収支計画書に記載されている5事業のうち、清涼飲料水自動販売機の設置に係る事業については報告書の提出があったものの、実施した他の4事業については提出がなかった。</p> <p>また、市はそれに対する指導を行っていなかった。</p>	<p>自主事業報告書については、すべての自主事業の実施状況を記載し、令和元年10月31日付けで事業報告書に添付のうえ市に提出しました。</p> <p>すべての自主事業の実施状況についての報告の提出を、令和元年10月31日付けで受け、内容を確認のうえ受理しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>
<p>[業務の執行管理について（意見）]</p> <p>指定管理者から提出される報告書等において、記載内容が不足しているものや誤っているものなど、記載内容の不備が散見された。また、事業計画書に記載されていた各事業の具体的な報告がないもの、仕様書や事業計画書に記載された業務についてどの程度実施されたか確認できないものも見受けられた。</p> <p>今回の指摘事項は全て基本協定書に基づく義務の履行の問題である。所管部局においては、施設の管理運営に係る報告書等の記載内</p>	<p>提出された事業報告書について、具体的にどういったことを確認する必要があるのかを認識し共有することができていなかったため、記載内容の不十分さや欠落について、指定管理者に対して適切に指導できていませんでした。</p> <p>また、再発防止に向けて、指定管理者制度実務マニュアルや基本協定書の記載事項、監査の指摘事項など、誤りやすい点をまとめ、係内で勉強会を実施し、職員の指定管理</p>	<p>長寿支援課</p>

<p>容を確認して、不十分または欠落がある場合は是正を求めるなど、指定管理者への指導及び監督を適切に行われたい。</p> <p>また、基本協定書に記載すべき事項については、施設の管理運営に必要かつ有益なものであるかについても十分検討されたい。</p>	<p>事務にかかる基礎的な知識の向上を図りました。</p> <p>今後、人事異動等により担当者が変わる際にも、適切に事務の引継ぎや勉強会を実施し、業務の執行管理体制を構築してまいります。</p> <p>基本協定書の各事項については、令和3年以降の次期指定管理者選定に際して、施設の管理運営に必要かつ有益なものであるかの視点をもって、仕様書や募集要項等を検討してまいります。</p>	
---	--	--



堺市監査委員公表第32号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

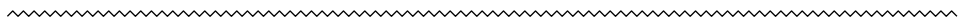
令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市営住宅)	
監査実施期間	令和元年8月1日 ~ 令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	建築都市局 住宅部 住宅管理課 指定管理者：近鉄住宅管理株式会社	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 協定書について</p> <p>(1) 仕様書では、指定管理者が市営住宅等の保守点検管理や修繕に関する業務を業者へ発注する場合、複数業者（見積額 100 万円以上の場合 3 業者以上、30 万円以上は 2 業者以上）から見積書を徴取することとされている。</p> <p>また、当該業務に係る費用は、年度協定書において、精算対象経費とし、概算払いした指定管理料（委託料）を年度終了後、実績に応じて精算することとされている。</p> <p>しかし、空家の閉鎖等に係る費用については、年度協定書において、精算対象経費とされるその他事業費として扱っているにもかかわらず、複数業者から見積書を徴取するよう仕様書に規定していなかった。</p> <p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者は、指定管理料のうち精算対象経費については、精算書を市に提出し確認を受けた上で過払いとなっていた額を市に返納しているが、別途市に提出した事業報告書の収支報告には、精算書</p>	<p>御指摘の後、建替事業等に伴う施設管理に関する業務についても他の業務と同様に複数業者（見積額 100 万円以上の場合 3 業者以上、30 万円以上は 2 業者以上）から見積書を徴取するように指定管理者と協議し、令和2年4月1日付けで基本協定の変更をしました。</p> <p>事業報告書の収支報告について正しい金額に修正し、令和元年12月1日付けで市へ再提出しました。また今回の事案が発生した原因として、年度事業報告書の提出期限が精</p>	<p>住宅管理課</p> <p>指定管理者</p>

<p>と異なる精算額を記載していた。</p>	<p>算書の提出期限より前になっており、事業報告書提出後の協議により一部変更が発生した分について、再提出等の処理を失念していたことがあります。これは実際の事務の流れから合理的ではないため、令和元年12月1日付けで基本協定の変更をし、精算に係る事務処理が完了し当該年度の収支について確定した後に事業報告書の提出ができるよう提出期限を改めました。</p>	
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、市は、指定管理者から平成30年度の業務に係る一部業務委託承認申請書の提出を受けていたにもかかわらず、承認の手続を行っていなかった。</p>	<p>第三者委託に係る事務手続きについて、第三者委託業務一覧表に基づき作成した処理進捗管理表を使用し、担当者及び各係長と指定管理者の双方で第三者委託に係る事務の状況を確認することにより今後同様の事案が発生しないようにします。</p>	<p>住宅管理課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に再委託させてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者と委託先の間で、更に再委託することができる旨の契約を締結しているものがあつた。</p>	<p>再委託することができる旨の契約を締結していた5契約については、各委託先と再委託禁止の覚書を令和元年11月1日付けで締結しました。</p> <p>また、業務内容の性質により変更できない委託契約については、所管課と協議し、令和2年4月1日付けで基本協定の変更をしました。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>5 利用料金について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て、駐車場の利用料金を定めるとされている。</p> <p>しかし、市は、指定管理者から利用料金申請書の提出を受け、これに係る決裁及び公告は行っていたものの、指定管理者へ承認の通知を送付していなかった。</p>	<p>利用料金制度に係る事務処理マニュアルを策定し、双方の担当者間の事前打合せ等で管理開始前の流れを確認し、再発防止を図ります。</p>	<p>住宅管理課</p>
---	--	--------------



堺市監査委員公表第33号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行経第801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立堺老人福祉センター、堺市立西老人福祉センター)	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 指定管理者：社会福祉法人堺中央共生会	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 協定書について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者が管理する備品等の詳細は別途年度協定で定めるとしており、当該年度協定書に備品等一覧を添付しているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 平成30年度の備品等一覧において、平成29年度に廃棄した片袖机等が記載したままとなっている一方で、平成29年度に取得したマッサージ機等は記載していなかった。また、マッサージ機については、平成31年度(令和元年度)の備品等一覧においても記載していなかった。</p> <p>イ 平成31年度(令和元年度)の備品等一覧において、平成30年度に廃棄したバンパーテーブルが記載したままとなっている一方で、平成29年度以前に取得した応接セット等は記載していなかった。</p>	<p>令和2年3月26日に現地確認を行い、財務会計システム上の登録状況と照合し、現況にあった正しい備品等一覧を作成し、令和2年度協定書を令和2年4月1日に締結しました。</p> <p>これらは、備品の購入や廃棄の事務と指定管理者への貸与の事務が一連の事務手続きであることを担当職員が認識できていなかったことが原因です。再発防止に向けて、財務会計システムから貸与備品一覧を作成する際に、抽出する時点で処理が完了していないものがないか、所在場所の誤りがないかなど、誤りやすい点をまとめ、担当係員で共有しました。</p>	長寿支援課
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書について、以下の記載していない項目や記載誤りがあった。</p> <p>ア 備品の異動状況(新規貸与や</p>	<p>当該箇所を修正したものを令和2年2月6日に所管課に提出しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、年度末に変動のあった備品に</p>	指定管理者

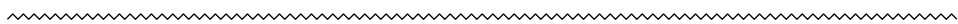
<p>返納等)を記載しなければなら ないが、西老人福祉センターに おいて、パンパーテーブル 2台 を買い換えたにもかかわらず、 これを記載していなかった。</p>	<p>については、事業報告書に記載 が漏れないよう複数の担当者 (事務職 3名)で確認を実施 し、チェック体制を強化しま した。</p>	
<p>イ 堺老人福祉センターにおい て、平成 30 年度の収支計算書の 予算額が誤っていた。</p>	<p>事業報告書の不備につい て、正しい内容の報告書を令 和 2 年 2 月 6 日に提出を受け、 内容を確認の上受理しまし た。</p> <p>また、再発防止に向けて、 備品出納事務と年度協定書の 締結事務の流れについて、再 度、係内で確認しました</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>(2) 市は、平成 30 年度の事業報告書 について、令和元年 5 月 29 日に指 定管理者から提出を受け、供覧処 理を行った後、内容に誤りがあっ たため修正を指示し、再提出させ たにもかかわらず、修正後の事業 報告書を供覧していなかった。</p>	<p>当該文書について、令和元 年 12 月 9 日に供覧処理を行 いました。</p> <p>また、再発防止に向けて、 提出された書類の内容を速や かに確認し、指定管理者制度 実務マニュアルに記載の供 覧・決裁区分に従い、適正に 事務処理を行うように、令和 2 年 4 月 30 日に所属長から担 当職員に指導しました。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>4 管理運営について</p>		
<p>(1) 基本協定書において、指定管理 者は、あらかじめ市の承認を得て 業務の一部を第三者に委託するこ とができるが、当該委託先から更 に再委託させてはならないとされ ている。</p>	<p>令和 2 年度契約分から、全 ての委託業務の契約内容の見 直しを行いました。更なる再 委託を実施していない業務に ついては、相手方と調整し、 更なる再委託ができない契約 内容に変更しました。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>しかし、指定管理者と委託先の 間で、更に再委託することができ る旨の契約を締結していた。</p>	<p>災害時の緊急対応や業務遂 行形態上、更なる再委託が必</p>	

<p>また、当該委託先が、更に再委託している業務が複数あった。</p>	<p>要となる業務については、市と協議の上、基本協定書を「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に令和2年4月1日付で変更しました。また、更なる再委託が必要となる業務については、承認申請の手続きを令和2年4月1日に行い、承認を得ました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い第三者への委託に関する手続きを適正に行ってまいります。</p> <p>更なる再委託ができる旨の契約となっている業務については、契約内容を見直すよう、令和元年12月26日に指定管理者に指導しました。</p> <p>なお、不測の事態や業務遂行形態（設置メーカーとメンテナンス会社との関係等）上の理由から、更なる再委託が必要となる業務については、指定管理者と協議し、基本協定書に「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に基本協定書を令和2年4月1日に変更し、やむを得ない場合のみ市が承認の上、更なる再委託を認めることとしました。</p> <p>また、所管課の実地調査において、申請どおりの契約が</p>	<p>長寿支援課</p>
-------------------------------------	--	--------------

<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、第三者への一部業務委託を実施する場合、市へ第三者への一部業務委託承認申請書を提出し、承認を受けなければならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、濾過装置保守点検業務について、第三者と契約を締結しており、市はその事実を把握していたにもかかわらず市に対する申請に関する必要な指導を行っていなかった。</p> <p>また、濾過循環式浴槽及び配管除菌洗浄業務について、指定管理者から申請のあった委託先と市が承認した委託先が異なっていた。</p> <p>(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により資格を必</p>	<p>行われているか確認するよう、令和2年4月30日に所属長から担当職員に指導しました。</p> <p>当該事案の記載漏れや記載誤りについて、令和2年3月30日に市へ顛末報告書を提出しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、申請書の提出前に老人福祉センターで作成した委託業務一覧と、法人本部の事務担当で作成した申請書を突合して確認を行います。</p> <p>当該事案の申請書の記載漏れや記載誤りについて、令和2年3月30日の指定管理者から顛末報告書の提出を受け、同年3月31日に市から再発防止を求める通知により、指導を行いました。</p> <p>また、再発防止に向けて、申請書の内容と基本協定書に定める仕様書や基本事業計画書の記載内容と照合し、実施内容等に疑義がある場合は指定管理者へ問い合わせを行うように、令和2年5月22日に係内で勉強会を実施し、職員の指定管理事務にかかる基礎的な知識の向上を図りました。</p> <p>該当する委託業務2件について、資格証の写しを、令和2年1月16日付で所管課に提</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p> <p>指定管理者</p>
---	---	--

<p>要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出することとされているが、提出していないものがあった。</p> <p>また、市はこれらの書面の写しの提出を求めていなかった。</p>	<p>出しました。今後このようなことがないように、資格要否リストを活用し、提出漏れを防ぎます。</p> <p>法令により資格が必要な業務かどうか全ての委託業務について検証し、該当する資格証の写しについては、令和2年1月16日付で指定管理者より提出を受け、内容を確認の上受理しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、各業務の資格の要否について、指定管理者からの提出漏れがないように第三者委託の業者一覧をもとに、資格要否リストを作成しました。</p>	<p>長寿支援課</p>
<p>5 経理について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、堺老人福祉センターで実施した自主事業である絵手紙講座の経費5万8,027円について、指定管理業務の収支に計上していた。</p> <p>[法人税等の取扱いについて（意見）]</p>	<p>事業報告書に添付している収支計算書や自主事業の収支報告書について、修正したものを令和2年2月6日付で所管課に提出しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、報告書作成時には、自主事業と指定管理業務の収支を区別して正しく計上しているかについて、老人福祉センターの担当及び法人本部の事務担当において確認を行うとともに、会計事務所においても確認を依頼し、チェック体制を見直しました。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>指定管理者は、法人税、住民税及び事業税（以下「法人税等」という。）について、事業報告書の収支状況において、指定管理業務の費用に含めている。</p> <p>法人税等は、指定管理業務の収入に対する支出ではなく、本来指定管理業務の費用に含めるべきではない。</p> <p>この点において、市は指定管理者を指導されたい。</p>	<p>令和2年1月31日に指定管理者へ指導を行い、法人税の項目を除いた収支計算書を令和2年2月6日に指定管理者より提出を受け、内容を確認の上、受理しました。</p>	<p>長寿支援課</p>
---	--	--------------



堺市監査委員公表第34号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

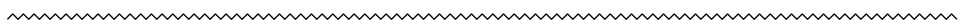
令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立中老人福祉センター、堺市立南老人福祉センター)	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 指定管理者：社会福祉法人南の風	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書等について、以下の記載誤りがあった。</p> <p>ア 施設の使用許可に関する業務として、事業報告書で利用証発行人数を報告しているが、南老人福祉センターの9月、10月及び11月分の当該利用証発行人数が、それぞれの月例報告で報告している人数と異なっていた。</p> <p>イ 四半期ごとの収支状況報告における第4四半期の報告においては、内訳として中老人福祉センターのみが記載され、南老人福祉センターの記載がなかった。</p>	<p>事業報告書については、令和2年2月6日に訂正分を提出しました。今後は事業報告書作成時に、複数の担当者で月例報告書と突合確認を行い、チェック体制を強化しました。</p> <p>四半期決算書については、印刷の設定を見直し、令和2年2月6日付で、訂正分を提出しました。今後は報告書の提出前に、正しく印刷が出来ているかについて、確認を徹底します。</p> <p>訂正が必要な平成30年度の報告書については、令和2年2月6日に再提出を受けて、内容を確認の上受理しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、月例報告書の記載内容と乖離がないか、など事業報告書の確認事項をまとめ、改めて係内で間違いがないように徹底しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に再委託させてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者と委託先の間で、更に再委託することができる旨の契約を締結していた。</p>	<p>令和2年度契約分から、全ての委託業務の契約内容の見直しを行いました。災害時の緊急対応や業務遂行形態上、更なる再委託が必要となる業務があるため市と協議の上、基本協定書を「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に令和2年4月1日付で変更しました。また、更なる再委託が必要となる業務については、承認申請の手続きを令和2年4月1日に行い、同日付で承認を得ました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い第三者への委託に関する手続きを適正に行ってまいります。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>(2) 指定管理者は、当該年度に第三者へ委託する予定の業務を一覧表にして市に書面で申請書を提出している。市は、これを文書管理システム上で供覧するとともに承認の決裁を行い、公印押印後、書面で指定管理者へ承認書を交付している。</p> <p>しかし、申請及び承認の事務手続を確認したところ、申請内容と承認書が整合していないもの、決裁した内容と異なる承認書が作成されているものなど文書管理や決裁に不適切な事務が多数あった。</p>	<p>第三者への一部業務委託承認申請につきましては、委託する業務の申請を漏れなく行っておりましたが、届いた承認書の内容を細部まで確認できていませんでした。</p> <p>今後は申請書通りに承認書が交付されているか項目を突合して確認を行い、違いがある場合には所管課に確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和2年3月31日付で指定管理者へ謝罪するとともに、承認書の内容に誤りがあったことを通知</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>

<p>(3) 堺市会計規則において、備品を取得するときには備品出納伺兼通知書により物品出納員に通知（以下「備品登録」という。）し、これを受けて作成された備品票を取得した備品に貼り付けなければならないとされている。</p> <p>また、基本協定書において、指定管理者が管理する備品等の詳細は別途年度協定で定めるとしており、年度協定書に当該備品等一覧を添付している。</p> <p>しかし、平成24年度に市へ寄贈されたプロジェクターについて、備品登録しておらず、備品票を貼付していなかった。</p> <p>また、南老人福祉センターで使用しているにもかかわらず平成31年度（令和元年度）の年度協定書においても、市が指定管理者に貸与することとしている備品等一覧に記載していなかった。</p>	<p>しました。</p> <p>また、再発防止に向け、複数枚にわたる施行文書は両面刷りや袋とじを行うようにしました。</p> <p>御指摘を受け、当該備品については令和2年2月12日付で備品の登録処理を行い、令和2年度の年度協定書に、指定管理者へ貸与する備品の一覧へ追記しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、寄贈品の受け入れ事務や備品出納事務、年度協定書の締結事務について、備品出納管理マニュアルを使用して、令和2年5月22日に係内で勉強会を実施し、職員の指定管理事務にかかる基礎的な知識の向上を図りました。</p>	<p>長寿支援課</p>
---	--	--------------



堺市監査委員公表第35号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行経第801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、堺市立美原老人福祉センター)	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 指定管理者：社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等について (1) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書等について、以下の誤りがあった。 ア 施設の使用状況について、事業報告書で貸室の利用件数等を報告しているが、月例報告で報告している数と異なっているものが散見された。 イ 自主事業の実施状況の報告に関して以下のものがあった。 ・ 美原老人福祉センターで実施されたりんりんサポーター養成講座について、1回分の記載が漏れていた。 ・ 北老人福祉センターで実施されたハーバリウム教室について、自主事業ではなく、指定管理事業として記載していた。 ・ 老人福祉センター別の自主事業収支決算において、支出内訳の計上誤りがあった	アについては、業務日誌等の様式及び記載方法が各センターで統一されておらず、事業報告書を作成する際に転記ミスをしたことが原因です。 今後ミスが起こらないように、3センターで統一のものに変更しました。 また、月例報告書作成の際には、管理者が入館管理システムデータと再度突合することで、再発を防ぐ対策を行っています。また、今回の様に記載ミスが提出後に発見された場合は、速やかに所管課に報告を行うよう各センター長に指導しました。 イについては、自主事業の実施担当者が管理している「自主事業実施状況一覧表」を活用し、事業報告書を作成する際に当該一覧表と合わせて確認することで、記載漏れや記載誤りがないよう精査し、再発防止に努めます。支出内訳の計上誤りについては、当該一覧表を基に、挙証	指定管理者

<p>4 管理運営について (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て</p>	<p>資料と突合することで、再発を防止します。</p> <p>なお、この度の事業報告書の記載ミス及び記載漏れについては内容を訂正し、令和2年1月31日に所管課へ再提出しました。</p> <p>訂正が必要な平成30年度の報告書については、令和2年1月31日に再提出を受けて、内容を確認の上受理しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、自主事業計画書の項目が全て記載されているか、定期報告書の記載内容と乖離がないか、指定管理事業と自主事業の実施内容が混同して記載されていないかなど事業報告書の確認事項をまとめ、令和2年度5月22日に係内で勉強会を実施し、職員の指定管理事務にかかる基礎的な知識の向上を図りました。</p> <p>自主事業の支出内訳の誤りについては、所管課の保有する月例報告書や収支決算書だけでは確認ができないことから、支出内訳の根拠となる資料を実地調査の際に確認し、支出内訳が正確に記載されるように監督、指導してまいります。</p> <p>令和2年度契約分から、全ての委託業務の契約内容の見</p>	<p>長寿支援課</p> <p>指定管理者</p>
--	---	---------------------------

<p>業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に再委託させてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者と委託先の間で、更に再委託することができる旨の契約を締結していた。</p> <p>また、当該委託先が、更に再委託している業務が複数あった。</p>	<p>直しを行いました。更なる再委託を実施していない業務については、相手方と調整し、更なる再委託ができない契約内容に変更しました。また、更なる再委託を実施している業務は、原則、契約相手方を変更し、更なる再委託とならないように是正しました。</p> <p>しかし、災害時の緊急対応や業務遂行形態上、更なる再委託が必要となる業務については、市と協議の上、基本協定書を「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に令和2年4月1日付で変更しました。また、更なる再委託が必要となる業務については、承認申請の手続きを令和2年4月1日に行い、承認を得ました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い第三者への委託に関する手続きを適正に行ってまいります。</p> <p>更なる再委託ができる旨の契約となっている業務については、契約内容を見直すよう、令和元年12月26日に指定管理者に指導しました。</p> <p>なお、不測の事態や業務遂行形態（設置メーカーとメンテナンス会社との関係等）上の理由から、更なる再委託が必要となる業務については、</p>	<p>長寿支援課</p>
--	---	--------------

<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、第三者への一部業務委託を実施する場合、市へ業務名、委託先、委託内容及び契約金額を記載した第三者への一部業務委託承認申請書を提出し、承認を受けなければならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、浴槽配管洗浄業務について市へ第三者への一部業務委託の承認申請を行ったが、委託先が未定であるにもかかわらず、市はこれを承認していた。</p>	<p>指定管理者と協議し、基本協定書に「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない」とする内容に基本協定書を令和2年4月1日に変更し、やむを得ない場合のみ市が承認の上、更なる再委託を認めることとしました。</p> <p>また、所管課の实地調査において、申請どおりの契約が行われているか確認するよう、令和2年4月30日に所属長から担当職員に指導しました。</p> <p>今後は、契約相手方も含め、第三者委託の内容が明らかになった時点で所管課に申請し、承認を得たうえで業務委託契約を締結するよう担当職員に指導を行いました。</p> <p>なお、今回の指摘をうけ、令和2年3月31日付の顛末書により、委託先の情報を市へ報告しました。</p> <p>当該業務の委託先について、令和元年12月3日に契約相手方として問題がないことを確認しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、委託先などの契約内容について、確認する必要があるため、契約締結前に適切に申請を行うように、令和2年3月31日付で指定管理者に通知を行</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>
---	---	---------------------------

<p>(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出すべきところ、提出していないものがあつた。</p> <p>また、市はこれらの書面の写しの提出を求めていなかった。</p>	<p>い、指導しました。</p> <p>御指摘を受け、該当する契約にかかる資格証等の写しを徴取し、市へ提出しました。</p> <p>今後は契約締結後、業務遂行までに資格証等を徴取し、所管課へ提出した後、業務を実施してまいります。</p> <p>法令により資格が必要な業務かどうか全ての委託業務について検証し、該当する資格証の写しについては、令和元年12月13日に指定管理者より提出を受け、内容を確認の上受理しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、各業務の資格の要否について、指定管理者からの提出漏れがないように第三者委託の業者一覧をもとに、資格要否リストを作成しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>
<p>(4) 堺市会計規則において、備品を取得するときには備品出納伺兼通知書により物品出納員に通知（以下「備品登録」という。）し、これを受けて作成された備品票を取得した備品に貼り付けなければならないとされている。</p> <p>また、基本協定書において、指定管理者が管理する備品等の詳細は別途年度協定で定めるとしており、年度協定書に当該備品等一覧を添付している。</p> <p>しかし、令和元年12月3日に実施した実地調査において、以下の</p>	<p>御指摘を受けて、備品票がない物品については、令和元年12月4日に備品票を貼り付けました。また、令和2年3月9日付で年度協定書を変更し、備品一覧表を訂正しました。</p> <p>美原老人福祉センターの物品については、旧美原町時代に直営で施設運営を行っていた時期の物品であるため、本来であれば、政令市移行の際に市の物品として整理すべきものでした。使用できる物品</p>	<p>長寿支援課</p>

<p>とおり備品の管理が不十分なものがあった。</p> <p>ア 市が、平成30年度に購入し、東老人福祉センターへ貸与しているバンパーテーブル2台、美原老人福祉センターへ貸与している救護用担架、北老人福祉センターへ貸与しているアンプ、スピーカー、バンパーテーブル2台について、備品票を貼付していなかった。</p> <p>このうち美原老人福祉センターへ貸与している救護用担架、北老人福祉センターへ貸与しているアンプ、スピーカーについて、平成31年度（令和元年度）の備品等一覧に記載していなかった。</p> <p>イ 美原老人福祉センターに、ヘルストロン、グランドピアノ、スピーカー、アンプ2台が置かれていたが、いずれも備品登録をしていなかった。</p> <p>(5) 美原老人福祉センターの受付で使用している受付システムのセキュリティ状況を確認したところ、PCを起動するためのパスワードが記載されたメモが施設の利用者から見ることが出来る状態で壁に貼られていた。</p>	<p>については、令和2年2月10日付で備品登録の処理を行い、使用できない物品については、指定管理者の貸与備品等には含めず、市廃棄予定物品等一覧表を作成し、指定管理者と共有することで、物品の所有者を明確に整理しました。なお、これらの廃棄予定物品については、その他の所管課の保有する廃棄予定の物品と合わせて廃棄処理を今後行うこととし、適切に処理を行ってまいります。</p> <p>また、再発防止に向けて、財務会計システムから貸与備品一覧を作成する際に、出力する時点で処理が完了していないものがないか、所在場所の誤りがないかなど、見落としやすいポイントをまとめ、担当職員で共有を行いました。</p> <p>今回のご指摘を受けて、当該メモを即座に撤去し、再発の無いように、関係職員に対して令和2年1月17日に指導しました。</p>	<p>指定管理者</p>
---	--	--------------

<p>[ゲートボールコートの有効活用について（意見）]</p> <p>北老人福祉センターの施設の一部であるゲートボールコート（300㎡）について、基本協定書の仕様書において付帯設備として設置されており、堺市立老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者による使用許可等の取扱いに関する基準において、団体利用に供する部屋等として位置づけられている。</p> <p>平成30年度の使用状況を確認したところ、ゲートボールコートとしての利用実績はなく、駐車場が満車の際、臨時駐車場として使用しているとのことであった。</p> <p>施設利用者及び他の市民も含めた幅広いニーズを把握し、より有効活用されるよう検討されたい。</p>	<p>臨時駐車場としての使用のほか、今後は、館内の掲示板などを利用してゲートボール場としての使用可能であることを告知するとともに、利用者の要望に即した有効活用が出来るよう所管課と協議してまいります。</p> <p>基本協定書上は、ゲートボール場として位置づけられておりますが、御指摘の通り使用実績がないため、今後の有効活用方法について、利用者のニーズや今後の施設のあり方も含めて検討してまいります。</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>
---	---	---------------------------



堺市監査委員公表第36号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行経第801号

令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

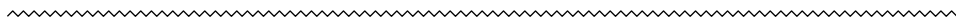
令和元年12月23日付け監査委員報告第20号	公益財団法人堺市救急医療事業団
令和元年12月23日付け監査委員報告第22号	堺市立共同浴場
令和元年12月23日付け監査委員報告第23号	堺市営住宅
令和2年3月30日付け監査委員報告第30号	東区役所
令和2年3月30日付け監査委員報告第31号	会計室
令和2年3月30日付け監査委員報告第34号	公益社団法人堺観光コンベンション協会
令和2年3月30日付け監査委員報告第35号	堺市立堺老人福祉センター、 堺市立西老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第36号	堺市立中老人福祉センター、 堺市立南老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第37号	堺市立東老人福祉センター、 堺市立北老人福祉センター、 堺市立美原総合福祉会館、 堺市立美原老人福祉センター
令和2年3月30日付け監査委員報告第38号	堺市立八田荘老人ホーム

監査結果に基づく措置内容

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立八田荘老人ホーム)	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 指定管理者：社会福祉法人南の風	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 堺市では、保健所感染症対策課が、高齢者施設の入所者に対するインフルエンザ予防接種業務を施設の運営者に委託しており、八田荘老人ホームにおいても、指定管理者へ当該業務を委託している。</p> <p>しかし、平成29年度以降、入所者に対する予防接種費用を指定管理料に含め、上記業務に係る委託料とは別に毎年度40万9,500円を、重複して支払っていた。</p>	<p>御指摘を受け、重複していたインフルエンザの予防接種にかかる平成29年度及び平成30年度の費用81万9,000円を令和2年2月27日に返納し、令和元年度については、令和2年2月26日付で年度協定書を変更し、40万9,500円を戻入しました。</p> <p>今後は、指定管理業務と委託業務を明確に分けた表を作成し、施設内で管理する予算書、決算書にも明示することで、適切な予算管理を行ってまいります。</p> <p>重複して支払いをしていた平成29年度及び平成30年度の指定管理料については、令和2年2月27日付で指定管理料相当額を返納させ、令和元年度の指定管理料については、令和2年2月26日付で、変更協定を締結し、戻入処理を行いました。</p> <p>また、再発防止に向けて、指定管理者と協議の上、令和2年4月1日付で基本協定書</p>	<p>指定管理者</p> <p>長寿支援課</p>

<p>(2) 堺市会計規則において、備品を取得するときには備品出納伺兼通知書により物品出納員に通知（以下「備品登録」という。）し、これを受けて作成された備品票を取得した備品に貼り付けなければならないとされている。</p> <p>また、基本協定書において、指定管理者が管理する備品等の詳細は別途年度協定で定めるとしており、年度協定書に当該備品等一覧を添付している。</p> <p>しかし、平成30年度に市へ寄贈されたシルバーカー2台について備品登録しておらず、備品票を貼付していなかった。</p> <p>また、当施設で使用されているにもかかわらず、平成31年度（令和元年度）の年度協定書においても、市が指定管理者に貸与することとしている備品等一覧に記載していなかった。</p> <p>(3) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に再委託させてはならないとされている。</p> <p>しかし、指定管理者と委託先の間で、更に再委託することができる旨の契約を締結していた。</p>	<p>の仕様書に感染症対策課が予防接種法第5条に基づき実施している予防接種業務については本業務に含めないものとする旨を明記しました。</p> <p>御指摘を受け、当該備品については令和2年2月12日付で備品の登録処理を行い、令和2年2月26日付で変更協定を締結し、指定管理者へ貸与する備品の一覧へ掲載しました。</p> <p>また、再発防止に向けて、寄贈品の受け入れ事務や備品出納事務、年度協定書の締結事務について、備品出納管理マニュアルを使用して、令和2年5月22日に係内で勉強会を実施し、職員の指定管理事務にかかる基礎的な知識の向上を図りました。</p> <p>令和2年度契約分から、全ての委託業務の契約内容の見直しを行いました。災害時の緊急対応や業務遂行形態上、更なる再委託が必要となる業務があるため、市と協議の上、基本協定書を「甲が特に承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再</p>	<p>長寿支援課</p> <p>指定管理者</p>
---	--	---------------------------

	<p>請負をさせてはならない」とする内容に令和2年4月1日付で変更しました。また、更なる再委託が必要となる業務については、承認申請の手続きを令和2年4月1日に行い、同日付で承認を得ました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い第三者への委託に関する手続きを適正に行ってまいります。</p>	
--	---	--



堺市監査委員公表第37号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

法文第2000号
令和2年9月18日

堺市監査委員様

堺市長 永藤英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の外部監査人報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年1月24日付け外部監査人報告第1号 令和元年度包括外部監査

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	平成31年4月1日～令和2年1月24日	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>第2 堺市の文化・観光・スポーツ施策の概要</p> <p>5 指定管理者による運営管理がなされている文化・観光施設</p> <p>(2) 堺市が保有する主要施設についての収支状況【意見1】(19ページ)</p> <p>文化・観光・スポーツ関連施設には、フェニーチェ堺、さかい利晶の杜、J-GREEN 堺、体育館などの施設があるが、指定管理者による管理運営がなされている場合に指定管理者側の収支は開示されているものの、堺市としての収支は開示されていない。</p> <p>そこで、堺市が保有する主要な施設（特に文化観光施設。指定管理に係るものかどうかにかかわらず）について、堺市としての支出（指定管理料、施設修繕費等）を明らかにし、その収支（歳出入）状況も公表すべきである。加えて、当該施設における当初の建設費等が市債で賄われている場合には、市債の元利償還金の詳細、減価償却費も施設毎に公表すべきと考える。</p> <p>第3 堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）の計画から運営まで</p> <p>3 計画策定段階の検証</p> <p>(3) 運営開始後の稼働率下振れの想定シミュレーション策定について【意見2】(33ページ)</p> <p>フェニーチェ堺は80%の稼働率を想定して計画が策定されているが、近隣類似施設の現況を踏まえると、将来稼働率が下振れする可能性が十分にある。今後、フェニーチェ堺において稼働率が80%を下回った場合（70%、60%、それ以下の場合）も想定し、堺市のコスト負担も念頭にいた想定シミュレーションを行い、公表すべきである。</p>	<p>公表する施設や経費、手法等について、他市の状況等を研究し、関係部署と連携のうえ取り組んでまいります。</p> <p>現指定管理者との協定上、稼働率やチケット収入等の下振れを原因とする指定管理料の増額はございません。</p> <p>しかしながら、ホール機能が最大限に発揮され、適正な指定管理が行われるように、開館後の運営状況等を踏まえ、必要なリスク管理及び指定管理者への指導を行ってまいります。</p>	<p>総務局 行政部 行政経営課 財政局 財政部 資金課 財産活用課</p> <p>文化観光局 文化部 文化課</p>

<p>(4) ホールの利用実態を把握するための適切な指標の設定について【意見3】(34ページ)</p> <p>ホールの利用実態を正確に把握するため、供用開始後においては、各事業についての収支に加え、入場者数、入場者数を総販売座席数で除した『利用率』等の指標を定め、その事業報告書において公表すべきである。</p>	<p>ご指摘の「利用率」は、各事業の企画や広報宣伝等の取組結果の検証に必要な指標の一つであると認識しております。</p> <p>ご指摘の主旨を踏まえ、ホールの利用実態や利用者ニーズ等を適切に把握できるように、指定管理者と協議してまいります。</p>	<p>文化観光局 文化部 文化課</p>
<p>(6) チケット収入等が収支計画書における見込み値を下回った場合の対応について【意見4】(38ページ)</p> <p>指定管理者である堺市文化振興財団から提出された収支計画書における管理費は、当初の「(仮称)堺市民芸術文化ホール運営管理方針」の収支モデルにおける管理費よりも1.4億円増加し、そのためチケット等収入につき同額程度増加した収支計画書となっている。もっとも、管理費の増加分についてチケット収入等が増加するという見込みについては根拠に乏しいと言わざるを得ない。</p> <p>今後、チケット収入等が減少した場合においても、指定管理業務が効率的に行われ、堺市の財政負担が増加することのないよう、堺市として適切な指示を行っていくことが強く求められる。</p>	<p>現指定管理者との協定上、稼働率やチケット収入等の下振れを原因とする指定管理料の増額はございません。</p> <p>また、開館後のオープニング事業を始め、魅力ある事業を実施することにより一定のチケット収入の増加が見込まれるため、収入増加した収支計画書となっています。</p> <p>今後も、ホール機能が最大限に発揮され、適正な指定管理が行われるように、開館後の運営状況等を踏まえ、必要なリスク管理及び指定管理者への指導を行ってまいります。</p>	<p>文化観光局 文化部 文化課</p>
<p>(7) 中長期的な維持管理計画の策定およびライフサイクルコストの想定と削減を図るための計画策定について【意見5】(39ページ)</p> <p>平成28年8月に堺市において策定された、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「堺市公共施設等総合管理計画」および国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、フェニーチェ堺についても中長期的な改修・補修費等を踏まえた維持管理計画を策定すべきである。</p> <p>さらに、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用(ライフサイクルコスト)を想定し、その削減を図るための計画を策定すべきである。</p>	<p>今後、堺市公共施設等総合管理計画に基づき、関係部署との連携を図りながら、施設の長寿命化に資するよう、中長期の改修・修繕計画を策定いたします。その中で、ライフサイクルコストの想定など、ご指摘の点を含めて検討してまいります。</p>	<p>文化観光局 文化部 文化課</p>

<p>4 計画実施段階（設計・建設工事）の検証</p> <p>(6) 入札関係書類（落札者以外からの工事費内訳書等）の保管について【指摘1】(47ページ)</p> <p>入札手続の適法性、適切性を検証するため、落札者のみならず、他の入札参加業者から提出のあった工事費内訳書等の入札関係書類についても、紙による入札、電子入札に限らず、保存文書として取り扱い、適切な保存管理ルールを策定すべきである。</p> <p>(11) 一般競争入札における予定価格の事前公表の廃止【指摘2】(56ページ)</p> <p>堺市における公共工事の一般競争入札においては予定価格が事前公表されていることから、入札参加業者が予定価格から最低制限価格を逆算し、最低制限価格での入札をめざす状況となっており、平成30年度において、一般競争入札が行われている工事（最低制限価格制度対象）全体で、最低制限価格で同額並列となり、くじにより落札者を選定した割合が62%に上っている。</p> <p>しかしながら、これでは適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注することになり、工事業者の技術力や経営力による競争を損ねることとなり、一般競争入札の趣旨が没却される。</p> <p>したがって、逆算を可能とする予定価格の事前公表を廃止し、事後公表に移行すべきであると考え。同時に、予定価格の事前公表の廃止による入札関係職員への最低制限価格の聞き出し接触など不正行為の抑止策を検討すべきである。</p> <p>5 施設完成後の管理段階の検証</p> <p>(5) フェニーチェ堺の指定管理者について公募方式を検討すべきこと【意見6】(67ページ)</p> <p>フェニーチェ堺の指定管理者は、現在、非公募による特命方式により、堺市文化振興財団が指定管理者に選定されているが、非公募とする理由において、公募のメリットよりもデメリットが上回ることに合理的な説明がなされているかについて疑問があり、次回以降の選定に当たっては、公募方式を検討すべきである。</p>	<p>保存方法について、関係課との協議が終了しましたので、令和2年8月入札公告分から保存しております。</p> <p>予定価格の公表方法については、不正行為の防止や適正・公平な契約を念頭に、他都市の実施状況、本市工事担当課における実務上の課題や影響等を整理し、検討してまいります。</p> <p>指定管理者の選定については、フェニーチェ堺が本市の文化施策の中核を担う公共ホールとして、本市と一体となり実施する事業の質を長期的に担保するとともに、採算性と公益性のバランスをとることが重要であるため、常に本市と一体となって文化芸術振興事業を展開してきた堺市文化振興財団が唯一指定管理者としてふ</p>	<p>財政局 契約部 契約課</p> <p>財政局 契約部 契約課 建築都市局 建築部 建築監理課 建設局 土木部 土木監理課</p> <p>文化観光局 文化部 文化課</p>
---	--	--

<p>第4 その他の主要な文化施設について</p> <p>1 「さかい利晶の杜」について</p> <p>(4) 有料来館者数等の評価指標への追加について【意見7】(77ページ)</p> <p>さかい利晶の杜管理運営事業において、総来館者数以外に、有料来館者数及び有料来館者率も評価指標とし、事務事業総点検シートや指定管理者評価表に記載して公表すべきである。また、学芸部門の評価指標として、①展示活動、②教育普及活動、③調査研究活動、④作品の保存管理、⑤周知活動、⑥その他の項目に分類し、アンケート満足度等を軸にそれぞれ細分化して指標を立てるなどの検討を行うべきである。</p> <p>(7) ライフサイクルコストの想定と削減を図るための計画策定について【意見8】(80ページ)</p> <p>さかい利晶の杜の各年度の運営費用においては、堺市として収入より支出が約1億9,000万円上回っている。また、施設建設費用等の市債残高は令和元年度において残元金約21.5億円であり、令和26年度まで毎年6,000万円以上の元利金償還をしていく必要がある。</p> <p>さらに、今後、機器更新費用等として8億7,600万円の費用が見積もられているうえ、相当程度の維持補修費も見込まれる。堺市では、現在、個別施設計画の策定が予定されているが、上記費用を含め、今後必要となるライフサイクルコストの想定を試算し、同施設のあり方を含め、トータルコストの削減を図るための方策等を明記すべきで</p>	<p>さわしいと考え、非公募方式を採用しました。</p> <p>今後、現在の指定管理者の管理運営状況をしっかりと評価・検証するとともに、民間のノウハウや資金等の有効活用策を検討しながら、施設の役割を果たすために公募方式も含め相応しい選定方式を採用してまいります。</p> <p>さかい利晶の杜管理運営事業においては、ご意見を踏まえ、事務事業総点検シートや指定管理者評価表に有料来館者率も評価指標として記載し、公表していきます。</p> <p>また、学芸部門の評価指標では、お示しの①展示活動指標について、企画展の開催回数を指標としています。その他お示しの指標については、来館者の満足度を図る上で、アンケートの内容として適切であるか否かも含め検討してまいります。</p> <p>さかい利晶の杜の個別施設計画を策定する際は、今後必要となるライフサイクルコストの想定などご指摘の点を含め検討します。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課 博物館 学芸課</p> <p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>
---	--	---

<p>ある。</p> <p>(8) 施設の有効利用について【意見9】(81ページ)</p> <p>さかい利品の杜において、他の文化施設との連携・協力により、堺観光の拠点となるような集客性の高い利用を検討し、効率的・効果的な運営を行い、堺市の文化観光施設全体としての収支改善について具体的な検討を行うべきである。</p> <p>例えば、堺市は、多数のアルフォンス・ミュシャ作品やヒストリックカーを保有しており、これらを有効利用し、堺市立文化館等との共同による研究・展示の実施や、展示の巡回等を積極的に行うことによって、管理運営の効率化を図ることが可能と考える。</p> <p>2 百舌鳥古墳群ガイダンス施設等整備事業について</p> <p>(4) (仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設における具体的な収支の検証【意見10】(88ページ)</p> <p>(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設については、既に中止が決定されているが、今後、新たに百舌鳥古墳群を紹介するガイダンス施設等の整備を行う場合には、かかる施設が実際に運営を開始した場合の具体的なシミュレーションに基づく収支モデル、中長期的な維持管理計画、ライフサイクルコストの想定を行い、堺市としての収支について十分な検証を行うべきである。</p> <p>(5) (仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設見直しの場合における既払コストについて【意見11】(89ページ)</p> <p>(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設については、堺市において建設中止が決定されているが、ガイダンス施設の基本設計契約及び展示設計契約の対価として既に契約先に対して約1億4,000万円が支出されている。市政の透明化の観点から、かかる既払コストを明らかにしたうえで、今後、百舌鳥古墳群を紹介する新たなガイダンス施設整備等を検討する場合には、可能であればその成果物を活用するなど、できる限り効率化を図るべきである。</p> <p>3 堺市立文化館(堺 アルフォンス・ミュシャ</p>	<p>令和2年度中には、アルフォンス・ミュシャ作品との連携事業を予定するなど、他の文化施設との連携・協力を進めています。</p> <p>引き続き、他の文化施設等と連携し、集客性の高い取組を検討していきます。</p> <p>現在は、百舌鳥古墳群を紹介する新たなガイダンス施設の整備についての具体的な計画はありませんが、新たな計画が立案された場合は、収支の検証を適切に行ってまいります。</p> <p>(仮称)百舌鳥古墳群ガイダンス施設の各設計業務の成果物については、必要に応じて他での活用を図るべく、そのことを念頭に置いて、今後の業務推進に取り組んでまいります。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>文化観光局 文化部 世界遺産課</p> <p>文化観光局 文化部 世界遺産課</p>
---	--	--

<p>館)について</p> <p>(2) 堺市立文化館の指定管理者について公募方式を検討すべきこと【意見12】(96ページ)</p> <p>堺市立文化館の指定管理者は、現在、非公募による特命方式により、堺市文化振興財団が指定管理者に選定されているが、非公募とする理由において、公募のメリットよりもデメリットが上回ることに合理的な説明がなされているか疑問があり、次回以降の選定に当たっては、公募方式を検討すべきである。</p>	<p>指定管理者の選定については、指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討した結果、非公募方式を採用しました。</p> <p>今後、現在の指定管理者の管理運営状況をしっかりと評価・検証するとともに、民間のノウハウや資金等の有効活用策を検討しながら、施設の役割を果たすために相応しい選定方式を採用してまいります。</p>	<p>文化観光局 文化部 文化課</p>
<p>(3) ミュシヤ作品の観光面での有効活用について【意見13】(97ページ)</p> <p>ミュシヤ作品について、観光客誘致という観点等から、より有効活用ができるような施策を含め、堺市として堺市立文化館の支出超過を削減する方策を検討すべきである。</p>	<p>令和2年度中には、さかい利品の杜との連携事業など、他施設との連携・協力による施設の活用を実施する予定です。</p> <p>また、今後、ミュシヤ作品の展示施設や堺市博物館等で構成する(仮称)堺ミュージアムの整備構想においては、複合化による運営経費の縮減や、民間資金の導入により公費負担の軽減を図ってまいります。</p>	<p>文化観光局 文化部 文化課</p>
<p>(4) 美術品の展示にかかる外国語対応について【意見14】(98ページ)</p> <p>堺市立文化館を含めた博物館等の文化施設においては、作品展示の外国語対応を推進すべきである。</p>	<p>さかい利品の杜においては、現時点で日・英・韓・繁・簡の多言語対応のタブレットを貸し出ししております。</p> <p>堺市博物館では、外国人来館者に対応するため、展示キャプションの英訳をはじめ、日本語・英語・中国語・韓国語のカタログを作成しています。また、令和元年10月から多言語音声ガイドシステムを導入し、展示について4か国語による対応を行っています。</p> <p>堺市立文化館においては、ア</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課 文化部 文化課 博物館 学芸課</p>

<p>第5 スポーツ施設の整備および管理運営事業について</p> <p>3 計画実施段階（契約選定手続等）における評価及び意見</p> <p>(2) 入札における希望業種制の見直しについて【意見15】(117ページ)</p> <p>建設工事等の一般競争入札の参加資格における希望業種制度について、受注機会の均等を図るというメリットはあるものの、同種工事における入札参加業者の固定化という問題も生じることから、希望業種について希望順位による順位制ではなく選択制とするなど競争性の確保を図る方法を検討すべきと考える。</p> <p>(3) 独立行政法人都市再生機構との委託契約について【意見16】(118ページ)</p> <p>堺市は、原池公園（第3期）建設にかかる工事につき、契約業務、工事監督管理業務等について独立行政法人都市再生機構に委託をしているが、本来、堺市において行うべき契約業務等を同法人に代替しているものであり、入札内容の調査や、特に随意契約について堺市の要件が充たされているか否かについて、同法人から報告を受け、堺市としてモニタリングを行うべきである。</p> <p>4 施設運営管理（指定管理者による運営等）に関する評価及び意見</p> <p>(1) 指定管理者公募において複数候補者応募のための改善点【意見17】(119ページ)</p> <p>指定管理者の公募において、新規参入を容易にし、複数候補者からの応募がなされる工夫として、公募開始時期を早める（公募期間の伸長）、</p>	<p>ルフォンス・ミュシャについての案内文や作品キャプションの英文表記をはじめ、英文パンフレットを作成しています。</p> <p>施設内の外国語対応拡充について、今後も費用対効果等を踏まえて検討してまいります。</p> <p>希望業種の順位制については、受注機会の均等や得意業種による品質の確保などの面で、優れていると認識しています。</p> <p>一方、意見があった希望業種を選択制については、競争性確保の面で優れている方式と思われる。</p> <p>これらを踏まえ、今後、制度のあり方について検討してまいります。</p> <p>同法人が業者と請負契約を締結したときは、速やかに書面によりその契約内容を報告させるとともに、入札方法や契約根拠規定及び理由に関する資料を提出させ、堺市の要件が充たされていることを確認してまいります。</p> <p>指定管理者との情報交換の場である定期会議の会議録等を個人情報に配慮した上で指</p>	<p>財政局 契約部 契約課</p> <p>建設局 公園緑地部 公園緑地整備課</p> <p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設</p>
---	---	---

<p>従前の指定管理業務（自主事業を含む）における問題点・課題（堺市指定管理者制度懇話会の意見を踏まえた指定管理者評価の結果だけでなく、指定管理者と堺市との協議により浮き彫りになった是正すべき事項、堺市や指定管理者自身による問題点・課題、利用者の声等）を指定管理者募集の際に資料として公表することなどの工夫を検討すべきである。</p>	<p>定管理者募集時の資料として公表するなどし、管理運営上の課題等を明らかにします。</p>	<p>課 総務局 行政部 行政経営課</p>
<p>(2) 自主事業の実績及び収支計上の検証について【意見18】(122ページ)</p> <p>スポーツ施設における指定管理料の適切な算定のために、指定管理者が行う自主事業について、適切に運営されているか、その実績及び収支計上が適切に行われているか、堺市においても検証を行うべきである。</p>	<p>指定管理者の公募の際には、新規導入施設など、施設の状況等も踏まえて適切な公募期間を検討するとともに、応募の際には、指定期間中の課題等も含んだ施設の管理状況を的確に把握できるよう、指定管理者から提出される管理業務に関する事業報告書も活用するなど、新規参入や複数応募を促進する仕組みについても検討してまいります。</p> <p>自主事業については、自主事業計画書により内容を確認するほか、定期報告書で収支状況を、事業報告書で実施・収支状況を把握するよう努めております。</p> <p>今後、定期会議も活用し、履行中においても適切に運営されているか確認してまいります。</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p>
<p>(3) 指定管理業務の対象となる施設の再検討について【意見19】(125ページ)</p> <p>現在、体育館等のスポーツ施設について、J-GREEN 堺及び美原総合スポーツセンターを除き、区ごとに指定管理者が選定されているが、指定管理業務の対象となる施設について区ごとの割当てにこだわらず再検討を行い、スポーツ施設に対するトータルとしての指定管理料の削減を図り、効率的な運用を検討すべきである。</p>	<p>指定管理業務の対象となる施設については、市民サービスの低下を招かないよう、指定管理者が適切に業務を履行できるかの観点から、区ごとに設定しています。</p> <p>管理対象施設が多くなることで、大企業による寡占が懸念されるとともに、管理対象施設が現状よりも多くなれば応募しづらくなるとの声も聞いております。</p> <p>指定管理料については、公募情報を事前周知するなどして、複数候補者間の競争を促し、削</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p>

<p>(4) J-GREEN 堺の運営における経済的負担軽減について【意見20】(127ページ)</p> <p>J-GREEN 堺の運営において、堺市として収入より支出が年間約5,000万円上回っているところ、同施設がナショナルトレーニングセンターとして、国レベルのスポーツ施設であることを勘案し、堺市のみがその運営費を負担するのは相当ではなく、より広域である大阪府や国などからの公的資金の投入による支援（国・大阪府からの補助金、スポーツ振興くじからの助成金）、日本サッカー協会などの関連団体や一般民間企業からの経済的支援を募ること（寄附やスポンサー契約）、指定管理者による納付金の増額等、経済的負担を軽減する方策を検討すべきである。</p>	<p>減に努めます。</p> <p>本市は施設整備と管理運営を、日本サッカー協会は施設整備と管理運営への支援を、大阪府は施設整備への支援を行うとの役割分担のもと、日本サッカー協会は整備費拠出と管理運営への支援として大会等の誘致を、大阪府は整備事業補助を支出しています。なお、大阪府からは、支出根拠がないこと等から、これ以上の支援はできない旨の回答を得ています。</p> <p>また、スポーツ振興くじの助成金については、助成要件に合致するものは全て活用しています。</p> <p>あわせて、本市が指定管理料を支出することのないよう、指定管理業務として広告掲載業務の履行を指定管理者に課しています。</p> <p>さらに、令和2年度からの指定期間では、一部の人工芝フィールドの更新工事を指定管理者が行うこととしています。</p> <p>今後も他機関による支援情報の収集等に努め、本市財政負担の軽減策を講じます。</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p>
<p>(5) 堺市立美原総合スポーツセンターの過年度の指定管理者からの収支計画書について【意見21】(129ページ)</p> <p>堺市立美原総合スポーツセンターについては、平成26年度から平成30年度の指定管理期間において、指定管理者との基本協定書によれば、指定管理者は年度協定終了時における利用料金の総額が、指定管理者から提出された収支計画に記載の金額を超えた場合は、その差額の3割を返還することが定められているところ、平成27年度から平成30年度において返還金が全くない。指定管理者は、指定管理業務により、平成30年度は約1,700万円、平成29年度は約2,700万円と、他の体育施設に比して大幅に高額な収益をあげてい</p>	<p>平成29年度に行われた公の施設の指定管理者監査の指摘を踏まえ、平成31年3月28日に締結した基本協定書では、年度事業計画書ではなく、指定管理者応募時の提案に基づき作成された基本事業計画書（当初提案）の利用料金収入を上回った場合、上回った額の3割を本市に納付すると規定し、年度毎に変更することのないよう改</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p>

<p>る一方、堺市としての収支は、平成30年度は約800万円、平成29年度以前は約100万円以上収入より支出が上回っていることからすれば、指定管理者より提出される収支計画書について承認する際の点検が甘かったものと言わざるを得ない。</p> <p>この点、平成29年度に行われた公の施設の指定管理者監査においても同様の指摘がなされ、平成30年5月30日付で監査結果に基づく措置通知書が公表され、指定管理者からは平成29年度事業計画書について、前年度実績を踏まえ、収入予算額を修正し、堺市に再提出された経緯がある。</p> <p>これを受け、堺市も、過去の実績を確認し、収支計画の妥当性を十分確認する旨の対応を行うことが確認されているが、今後とも、指定管理者から提出される収支計画書における収益について、堺市への利益還元がなされるよう、従前の指定管理業務における収益状況を踏まえ、利用料金収入の増減要因を精査したうえで、厳正な点検を実施し、承認を行うべきである。</p> <p>(6) 堺市立美原総合スポーツセンターの指定管理者納付金について【意見22】(131ページ)</p> <p>堺市立美原総合スポーツセンターについては、同施設の今後の運営状況に照らして、指定管理者に対し、指定期間を通しての固定額での指定管理者納付金や余剰利益の還元割合(現行3割)の増額見直しを行うなど、堺市への更なる利益還元の検討が必要であると考えます。</p> <p>第6 補助金・負担金の交付状況及びモニタリング体制について</p> <p>1 補助金・負担金の交付状況に関する評価及び意見</p> <p>(4) 長期にわたり固定化している補助金・負担金についての見直し【意見23】(134ページ)</p> <p>下記補助金及び負担金については、長期にわたり固定化しており、その必要性や公平性に疑問があることから、その支給の必要性につき、ゼロベースでの見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺体育協会事業補助金 ・堺市民芸術祭開催事業補助金 ・堺市芸術文化創造発信事業補助金 ・与謝野晶子倶楽部事業補助金 ・堺市民オリンピック開催負担金 	<p>めています。</p> <p>また、年度終了後提出される事業報告書の収支報告書において、利用料金収入の増減要因を精査し、厳正な点検を実施してまいります。</p> <p>今回の指定管理者募集時には、施設の運営状況のほか、新規参入や複数候補者からの応募が見込めるかも見極めつつ、現指定管理者の提案であった余剰利益の還元(3割)など、本市の財政負担軽減に資する応募条件を検討します。</p> <p>堺体育協会事業補助金については、必要に応じて他市の状況調査、外部有識者の意見聴取を行い、補助事業の内容検証を実施し、その結果を踏まえて、補助金の必要性及び補助金額の妥当性について検討してまいります。</p> <p>堺市民オリンピック開催負担金については、運営主体であ</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p> <p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ推進課 文化部 文化課</p>
---	---	---

	<p>る堺市民オリンピック委員会と開会式をはじめ種目などについて協議を行っております。今後も引き続き、見直しについて協議を重ねていきます。</p> <p>堺市民芸術祭開催事業補助金、堺市芸術文化創造発信事業補助金、与謝野晶子倶楽部事業補助金については、現在、外部有識者で構成する堺市文化芸術審議会において、「長期にわたり特定団体に対し補助金が交付されている事例については、今一度その文化芸術支援のあり方についての検証を行い、公平、公正な補助金の仕組みとして、公募型補助金に移行する等の抜本的な対応が求められる」との指摘を受けており、そのことも参考にしながら、実施方法の見直しや公募型補助金への移行等を今後検討してまいります。</p>	
<p>(5) 団体運営費補助の見直し【意見24】(136ページ)</p> <p>堺市の外郭団体に対し、実質的に団体運営費補助となっている補助金(補助対象経費として団体の運営に係る経費と思われるものが多く含まれるもの)について見直し、委託等への切り替えを検討すべきである。補助金として支給するのであれば、対象となる事業の主体性に疑義が生じないよう、補助割合については5割以下を目安とし、事業補助として実施すべきである。</p>	<p>本市はこれまでも事業補助を基本としており、各外郭団体の補助金についても、事業実施に必要なものとして積算を行い、補助対象としてきたと認識しております。</p> <p>今回のご指摘を受け、本市の補助金のあり方にかかる方針などを踏まえ、関係各課と協議の上、事業の性質から補助金が適当か否かを検討し、また事業の主体性に疑義が生じないよう、事業補助を実施してまいります。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光企画課 スポーツ部 スポーツ推進課 文化部 文化課 教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課</p>
<p>(6) 全庁的な補助金の見直し(ガイドラインの策定)について【指摘3】(139ページ)</p> <p>堺市においても補助金の見直しガイドラインを策定し、全庁的に、抜本的な補助金の見直しを行うべきである。</p> <p>堺市においては、行財政改革推進の一環とし</p>	<p>他市の事例調査を行った上で、ガイドラインの策定に向けて検討していきます。</p>	<p>財政局 財政部 財政課</p>

<p>て、事務事業の総点検を行っており、補助金事業についても対象とし、補助金の一部についてその削減を実現している。もっとも、補助金の見直しに関する堺市としてのガイドラインが策定されているものではなく、見直しについての統一的な考え方、方針が示されているものではない。前述のように、補助金の交付において、長期間固定化されており、必要性、公平性に疑問があるものが存在し、また、100%近い実質的な団体運営費補助を継続している案件もあり、堺市として全庁的に、抜本的な補助金の見直しが必要であると考え</p>		
<p>2 モニタリングの体制について (2) モニタリング体制の充実化について【意見25】(140ページ)</p> <p>堺市において、毎年度事務事業の総点検を行い、公表している点は評価できるが、現在の制度では、事業の拡大又は現状維持の枠内での振り返りが主眼となっており、必要性の乏しくなった事業の縮小、廃止へ繋がる仕組みとはなっていない。事務事業の総点検につき、(i)実施主体の妥当性、(ii)目標達成度(業績)、(iii)効率性(業績)等を踏まえながら、実際の予算編成に反映できる仕組みを整えることが望ましい。</p>	<p>令和2年2月に策定した「堺財務戦略」においては、市が実施するすべての事業を効果的・効率的に実施できるよう、費用対効果の最大化をめざし、事務事業の総点検シートを活用しながら、PDCAサイクルに基づく事業見直しを着実に推進することとしています。</p> <p>今年度においては、抜本的な見直しにつながるよう、点検項目について、事業の必要性・有効性の観点からより精査する項目に見直すとともに、事業の効率性に関する点検項目を追加し、効率性の観点からも業績を分析します。併せて、事務事業の総点検と予算との事業の単位を原則統一するなど、点検結果を予算編成に反映できるよう改善します。</p>	<p>総務局 行政部 行政経営課</p>
<p>3 その他 (1) 定義の明確化及び契約管理における契約選定手続の明記【意見26】(143ページ)</p> <p>建設工事、工事関連業務、業務委託の各用語について、明確に定義付を行う必要があると考える。また、堺市が締結した契約の選定手続について、それぞれの契約の起案書等には記載されているものの、契約管理を行うデータベースにも明記</p>	<p>建設工事については建設業法上の建設工事とし、建設工事に関連する業務、それ以外の委託業務について、どちらの設計、測量等かが分かるように例</p>	<p>財政局 契約部 契約課 調達課</p>

<p>しておくことが望ましい。</p>	<p>示列挙するなど周知する方法を検討してまいります。</p> <p>また、各契約の選定手続（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）については、発注課において契約締結の際に整理し、適正に把握するよう、事務マニュアルに記載のうえ、周知してまいります。</p>	
---------------------	---	--